# 外 為 法 Q & A

# (資本取引編)

○ この「外為法Q&A」(資本取引編)は、資本取引(「対外直接投資」を含む)に 関する報告書等の取扱いを問答形式で取りまとめ、さらに、参考資料として、(1) 資本取引の規制概要、(2)資本取引の取引種類別報告書等一覧、(3)海外支店 等の設置・拡張資金の具体的費目、(4)省庁の照会先一覧を掲載したものです。 日本銀行ホームページに掲載の様式および記入の手引等とあわせてご活用ください。

報告書については、本Q&Aで取扱っている報告書のほかに、別途外為法55条に定める「支払又は支払の受領に関する報告書」(輸出入の決済に係るものを除く、居住者・非居住者間の一定額を超える受払などが該当します)、外為法55条の9に定める「海外預金の残高に関する報告書」の提出が必要になりますのでご注意ください。なお、同報告書の提出にあたっては、上記日本銀行ホームページに掲載の該当項目をご参照ください。

令和6年10月 日本銀行国際局 国際収支課 外為法手続グループ

# 「外為法Q&A」の利用にあたって

#### 1. 作成日・記述等

- 今後の政省令・告示等の改正によって取扱いが変更される場合がありますので、ご 注意ください。
- また、本「外為法Q&A」は、外国為替法令の主旨を理解しやすいよう、できるだけ簡潔に記述しておりますので、正確な理解のために、外国為替法令とあわせてご活用いただくことをお勧めします。

## 2. 略語の使用

○ この「外為法Q&A」は、根拠法令を次のとおり略語をもって表記しています。

(略 語) (正 式 名)

法・外為法 外国為替及び外国貿易法

外為令 外国為替令

外為省令 外国為替に関する省令

報告省令 外国為替の取引等の報告に関する省令

#### 3. 問合せ先

○ この「外為法Q&A」に関する問い合わせ先 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 03-3277-2107(電話照会対応時間:9:00~17:00)

○ 各様式毎の照会先は、日本銀行ホームページに掲載の「外為法に関する手続き」の 「照会先一覧」をご覧ください。 [1] 定義・仕組み ページ

1. 資本取引	;
---------	---

Q 1. 資本取引の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
○ 資本取引の定義を教えてください。
Q 2. 居住性の判定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
○ 居住者と非居住者の判定基準を教えてください。
Q3. 資本取引の内容とその考え方・・・・・・・・・・・・・ 4
○ 資本取引の内容とその考え方を教えてください。
Q4. 資本取引を行う場合の外為法上の規制・・・・・・・・・・・・11
○ 資本取引を行う場合、どのような規制がありますか?
Q 5. 許可の対象になる資本取引とその申請手続・・・・・・・・・・・12
○ 許可の対象になる資本取引とその申請手続を教えてください。
Q 6. 事後報告の対象になる資本取引とその手続・・・・・・・・・・・ 1 4
○ 事後報告の対象になる資本取引とその手続を教えてください。
2. 対外直接投資
Q7.対外直接投資の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・19
○ 対外直接投資の規制の内容と定義を教えてください。
Q8. 許可の対象になる対外直接投資・・・・・・・・・・・・・・20
○ 許可の対象になる対外直接投資とその申請手続を教えてください。
Q9.事前届出の対象になる対外直接投資とその手続・・・・・・・・・・22
○ 事前届出の対象になる対外直接投資とその手続を教えてください。
Q10.事後報告の対象になる対外直接投資とその手続・・・・・・・・・25
○ 事後報告の対象になる対外直接投資とその手続を教えてください。
Q11.事後報告の手続が不要な対外直接投資・・・・・・・・・・・27
○ 事後報告の手続が不要な対外直接投資を教えてください。
Q12.報告手続の簡素化措置(一括報告制度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
○ 現行法でとられている報告手続の軽減措置を教えてください。

[2]取引実務 ページ

1.	資本取引

(預 🕏	金)
Q13.	海外預金の月末残高に関する報告・・・・・・・・・・・・・29
0	居住者の海外預金残高については、どのような手続が必要ですか?
(金銭(	の借入)
Q14.	非居住者からの金銭の借入・・・・・・・・・・・・・・・・29
$\bigcirc$	当社(A社)は、本邦にある外資比率100%の法人(事後報告業種)です。昨年、
	当社は、米国の親会社(B社)から、1億円相当額を期間4年の条件で借入れ
	ています。そして今般、当社はB社から2億円相当米ドルを期間5年の条件で
	新たに借入れることになりました。現在のA社の負債総額は、昨年B社から借
	入れた1億円相当米ドルを含めて、8億円相当米ドルです。どのような手続が
	必要ですか?
(証券の	の取得・譲渡)
Q15.	新株引受権付社債(ワラント債)の取得・・・・・・・・・・・3 C
$\bigcirc$	本邦法人が、ポートフォリオインベストメントとして、海外企業から相対で海
	外の上場会社が発行した新株引受権付社債(ワラント債)を2億円相当米ドル
	で取得しました。どのような手続が必要ですか?
Q16.	居住者が非居住者からユーロ円債を取得・・・・・・・・・・・3 0
$\circ$	居住者が非居住者からユーロ円債(1億円超)を取得しました。どのような手
	続が必要ですか?
Q17.	居住者が外国証券投資信託受益証券を取得・・・・・・・・・・・3 1
$\circ$	居住者が外国証券投資信託受益証券を取得しました。どのような手続が必要で
	すか?
Q18.	居住者が法人格のない海外パートナーシップの持分を取得・・・・・・・3 1
$\circ$	居住者が法人格のない海外パートナーシップの持分を取得することになりまし
	た。どのような手続が必要ですか?
Q 19.	外貨証券の償還金を満期に予定どおり受領した場合の報告書の提出如何・・・・3 2
$\circ$	居住者が非居住者から資本取引として取得した証券が満期になり、その償還金
	た子字じむり巫師オストレアわりました。 かにか手煙がひ面づせかり

(証券の	D発行・募集)
Q20.	証券の償還状況等の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・32
$\circ$	「証券の発行又は募集に関する報告書」(報告省令別紙様式第21)を提出した居
	住者または非居住者は、どのような場合に「証券の償還等の状況報告書」(報
	告省令別紙様式第53)を財務大臣(日本銀行経由)に提出する必要があります
	か?
(不動產	をまたはこれに関する権利の取得)
Q21-	1. 非居住者が本邦において賃貸用アパートを新築・・・・・・・・・32
$\circ$	非居住者が本邦において賃貸用アパートを新築することになりました。どのよ
	うな手続が必要ですか?
Q 2 1-	2. 非居住者が本邦に別荘を購入・・・・・・・・・・・・・・33
$\circ$	非居住者が短期滞在用の別荘として、本邦の不動産を取得しました。どのよう
	な手続が必要ですか?
2. 対外	直接投資
(証券の	D取得・譲渡)
Q22.	海外子会社の株式を取得し、対価を分割して払込み・・・・・・・・34
0	本邦法人が海外の全額出資子会社(事後報告業種)の増資新株(10億円相当額
	以上)を取得し、対価を複数回に分けて払込みました。当該取引の報告に当た
	って注意することはありますか?
Q23.	海外子会社の株式を取得し、契約とは異なる通貨で払込み・・・・・・・34
$\circ$	本邦法人がベトナムの全額出資子会社(事後報告業種)の増資新株を20億円で
	取得する契約を締結し、払込を当該金額相当の米ドルで行いました。また、現
	地の資本金への組込みはベトナム・ドンで行っています。当該取引の報告に当
	たって注意することはありますか?
Q24.	現物出資による対外直接投資に係る増資新株の取得・・・・・・・・・35
$\circ$	本邦法人が海外の全額出資子会社(電気機械器具製造販売業)の増資新株(10
	億円相当額以上)を現物出資(機械輸出)により取得することになりました。
	どのような手続が必要ですか?
Q25.	海外子会社同士の合併に伴い、存続会社から合併新株を取得・・・・・・35
0	海外の全額出資子会社(A社)が別の海外の全額出資子会社(B社)に吸収合
	併されるのに伴い、本邦親会社は、存続会社(B社)から合併新株(10億円相
	当額以上)を取得することになりました。両社とも指定業種以外の業種である
	場合は、どのような手続が必要ですか?

Q26. 事前届出により取得した対外直接投資に係る株式を非居住者に譲渡・・・・・36

0	本邦法人が事前届出により取得した対外直接投資に係る株式を非居住者に譲渡
	しました。どのような手続が必要ですか?
Q27.	事後報告により取得した対外直接投資に係る株式を非居住者に譲渡・・・・・36
$\circ$	本邦法人が事後報告により取得した対外直接投資に係る株式を非居住者に譲渡
	しました。どのような手続が必要ですか?
Q28.	海外子会社の減資・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
$\circ$	米国にある全額出資子会社(株式会社)が、自己株式の買入消却による方法で
	減資を行うことになりました。本邦親会社は、どのような手続が必要ですか?
Q29.	海外子会社の清算・・・・・・・・・・・・・・・・・38
$\circ$	海外子会社(株式会社)が清算されることになりました。本邦親会社は、どの
	ような手続が必要ですか?
Q30.	禁止期間中に取得できる外国法人の株式の範囲と同株式の
	非居住者への譲渡時における事後報告・・・・・・・・・・・38
$\circ$	外国法人の発行済株式総数の5%を所有する居住者が、今般、当該総数の15%
	まで当該法人の株式を取得する予定として事前届出を提出しました。居住者は、
	届出に係る禁止期間中に、当該法人の株式を、発行済株式総数の10%に満たな
	い範囲、即ち、例えば9.9%まで取得することは可能でしょうか。またこの場合
	において同株式を非居住者に譲渡したとき、どのようにして事後報告をしたら
	良いでしょうか?当該居住者は、当該外国法人に対して、「役員の派遣」、
	「長期にわたる原材料の供給又は製品の売買」、「重要な製造技術の提供」の
	いずれも行っていないと仮定します。
Q31.	過去の事前届出の有効期間中になされた新たな事前届出の
	禁止期間における取扱い・・・・・・・・・・・・・・・39
$\circ$	居住者は、4月1日に外国法人の発行済株式総数の15%までの株式の取得を予定
	とした事前届出を提出しました。その後、当該居住者は、5月1日に当該法人の
	発行済株式総数の20%までの株式の取得を予定とした事前届出を提出したのです
	が(事前届出提出時、居住者は、当該法人の発行済株式総数の12%を所有)、
	当該事前届出の禁止期間における当該法人の株式の取得の取扱いはどのように
	なるのでしょうか。当該居住者は、当該外国法人に対して、「役員の派遣」、
	「長期にわたる原材料の供給又は製品の売買」、「重要な製造技術の提供」の
	いずれも行っていないと仮定します。また、最初の事前届出をA、次の事前届
	出をBとし、共に禁止期間を19日間と仮定します。
(金銭の	D貸付)
	・
	本邦法人が、海外子会社に対する貸付債権を消滅させるため、当該貸付債権を
-	放棄(または免除)することになりました。どのような手続が必要ですか?

(本邦)	去人の海外支店等の設置・拡張資金の支払)					
Q33.	海外支店の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0					
$\circ$	本邦法人が中国で同社ブランドの皮革製鞄・靴を製造・販売するため、中国支					
	店を設置し、その設置資金として30万米ドル相当の資金を送金することになり					
	ました。どのような手続が必要ですか?					
Q34.	海外支店等の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 1					
$\circ$	対外直接投資としての資金の支払により設置または拡張された海外支店等の廃					
	止に伴い、当該海外支店等から資金を受領することになりました。どのような					
	手続が必要ですか?					
3. その	ወ					
Q35.	本邦法人の代表者が報告の責任者として報告書を提出する場合・・・・・・42					
$\circ$	本邦法人が資本取引に関する事後報告を行う場合、代表者が報告書の責任者と					
	して提出してもよいですか?					
Q36.	報告書等に委任状添付の必要如何・・・・・・・・・・・・・・42					
$\bigcirc$	非居住者が、居住者である代理人を通じて資本取引に関する報告書等を提出す					
	る場合、当該報告書等に委任状を添付する必要がありますか?					
Q37.	報告書の提出期限が休日にあたる場合の取扱い・・・・・・・・・42					
$\circ$	外為法上の報告書の提出期限が休日にあたる場合は、当該報告書を当該休日の					
	前営業日までに提出する必要がありますか、それとも当該休日の翌営業日まで					
	に提出すればよいですか?					
Q38.	届出者(または報告者等)の名称変更・・・・・・・・・・・・43					
$\circ$	届出(または報告)の手続を済ませた後、届出者(または報告者、投資先、取					
	引の相手方)の名称が変更になりました。名称変更の手続が必要ですか?					
Q39.	資本取引に関する報告書を受付けたことを示すもの・・・・・・・・・44					
$\circ$	報告書を日本銀行に提出するときに、日本銀行が報告書を受付けたことを示す					
	ものがほしいのですが、どうしたらよいですか?					
Q40.	報告書を提出後、その一部に記載不備を発見した場合の対応・・・・・・44					
$\circ$	報告書を提出後、その一部に記載不備(記入相違や記入もれ等)を発見しました。					
	どのように対応したらよいですか?					
Q41.	報告書の提出遅延・提出もれ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 5					
$\circ$	報告書の提出遅延・提出もれが判明しました。どのように対応したらよいです					
	カゝ?					
Q42.	「対外直接投資に係る変更届出書」の添付書類・・・・・・・・・・・45					

$\circ$	届出済の対外直接投資を実行する前にその届出内容を変更するため、「対外直
	接投資に係る変更届出書」(外為省令別紙様式第20) 3 通を作成し、日本銀行
	を経由して財務大臣に提出する場合、なにか添付書類が必要ですか?
Q43.	事前届出書の提出もれ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
$\circ$	社内調査の結果、本来ならば、外為法上、事前に「対外直接投資に係る証券の
	取得に関する届出書」(外為省令別紙様式第17)を財務大臣(日本銀行経由)
	に提出する必要がありましたが、無届けのまま対外直接投資に係る証券の取得
	を実行していたことが判明しました。どのような手続が必要ですか?
Q44.	投資先、取引の相手方の資本金の変更・・・・・・・・・・・・・4 6
$\circ$	投資先、取引の相手方の資本金が増資により変更になりました。手続済の届出
	書、報告書に記載されている資本金について、変更の手続がそれぞれ必要です
	カ・?

# (参考資料)

- 1. 資本取引の規制概要
- 2. 資本取引の取引種類別報告書等一覧
- 3. 海外支店等の設置・拡張資金の具体的費目
- 4. 省庁の照会先一覧

## [1] 定義・仕組み

#### 1. 資本取引

#### Q1. 資本取引の定義

- 資本取引の定義を教えてください。
- 資本取引とは、物やサービスの移転を伴わない対外的な金融取引をいい、外為法によって、 以下のとおり定義されています(法20条、20条の2、外為令10条)。
  - ―― ただし、下記のうち、報告が必要な取引は(1)の取引のうちの「証券の取得または譲渡」および「電子決済手段等の売買又は交換に係る媒介等」、(3)、(4)、および(5)の取引のうちの「非居住者による本邦にある不動産もしくはこれに関する権利の取得」の一部のみです(法55条の3、報告省令5条2項)(詳細は、Q6.を参照してください)。
  - <注> 以下の定義中、居住者・非居住者の判定基準は後記Q2. において、また、各資本取引の内容等については、後記Q3. で説明します。
  - (1) 居住者と非居住者との間の預金契約(企業・個人間の預け金契約も含みます。以下同じ。)、信託契約、金銭の貸借契約、債務の保証契約、対外支払手段・債権の売買契約、金融指標等先物契約に基づく債権の発生等(債権の発生、変更、消滅をいいます。以下同じ。)に係る取引、および証券の取得または譲渡。

また、電子決済手段等の管理、貸借、移転する義務の保証、売買又は交換に関する 契約に基づく電子決済手段等の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引を "みなし資本取引"として含みます。

- (2) 居住者と他の居住者との間の預金契約、信託契約、金銭の貸借契約、債務の保証契約、対外支払手段・債権その他の売買契約、金融指標等先物契約に基づく外国通貨をもって支払を受けることができる債権の発生等に係る取引。
- (3) 居住者による外国における証券の発行・募集、または本邦における外貨証券の発行・ 募集。
- (4) 非居住者による本邦通貨をもって表示され、もしくは支払われる証券の外国における発行・募集、または本邦における証券の発行・募集。
- (5) 居住者による外国にある不動産もしくはこれに関する権利(賃借権、地上権、抵当

権等。以下同じ。)の取得、または非居住者による本邦にある不動産もしくはこれに関する権利の取得。

- (6) 法人の本邦にある事務所と当該法人の外国にある事務所との間の資金の授受(ただし、事務所職員の給料や光熱水道費など当該事務所の運営に必要な経常的経費等を除きます。)。
- (7) その他政令で定めるものとして、居住者と非居住者との間の金の地金の売買に基づく債権の発生等に係る取引。

#### (対内直接投資に関する取扱い)

○ 外国投資家による本邦企業への経営参加を目的とした出資や金銭の貸付などは、外 為法上、資本取引から除かれ(法20条)、別途「対内直接投資」として定義されてい ます(法26条2項。対内直接投資の取扱手続等については、別冊の「外為法Q&A(対 内直接投資・特定取得編)」(日本銀行ホームページに掲載)をご覧ください。

# (対外直接投資に関する取扱い)

○ 上記(1)および(6)の資本取引のうち、居住者による非居住者(外国法人)の発行に係る証券の取得または当該外国法人に対する金銭の貸付であって、当該法人との間に永続的な経済関係を樹立するために行われるもの、または本邦法人の海外支店等の設置もしくは拡張に係る資金の支払は、別途「対外直接投資」(法23条2項)として定義されており、報告等の手続も異なります。詳細は、後記「2. 対外直接投資」の項で説明します。

#### (特定資本取引に関する取扱い)

○ 上記(1)の金銭貸借契約および債務の保証契約のうち、輸出入取引に直接伴うもの、および居住者による非居住者に対する鉱業権や工業所有権<注>の移転に関するものは、別途「特定資本取引」(法24条、外為令14条)として定義されており、経済産業大臣が主務大臣になっています。日本銀行は、経済産業大臣から特定資本取引に係る許可申請書の受理に係る事務を委任されていません。したがって、特定資本取引の手続についてのご照会は、主務官庁である経済産業省あてにお願いします。

〈注〉 工業所有権とは、特許権、実用新案権、意匠権および商標権をいいます。

# (特定取得に関する取扱い)

○ 上記(1)の資本取引のうち、外国投資家が本邦企業(非上場会社に限る)の株式・ 持分を他の外国投資家から譲受により取得するケースは「特定取得」に該当し(法26条 3項)、取引を行う前に事前届出を要することがあります。詳細は、別冊の「外為法Q&A(対内直接投資・特定取得編)」をご覧ください。

# Q2. 居住性の判定基準

○ 居住者と非居住者の判定基準を教えてください。

## (1) 居住性の判定

○ 資本取引を行う者が居住者であるか非居住者であるかによって、外為法上の適用規 定が異なってくるため、居住性の認定は非常に重要です。

外為法上、自然人の居住性は、原則として、住所または居所を本邦に有するか外国に有するかによって、また、法人等の居住性は、原則として、その主たる事務所を本邦内に有するか外国に有するかによって、それぞれ決定されますが、具体的には次表のとおりです(法6条1項5、6号、財務省通達昭和55年11月29日蔵国第4672号「外国為替法令の解釈及び運用について」。以下「解釈運用通達」といいます。)。

## (居住性の判定基準)

			(1)本邦人(原則として居住者)	
		居住者	(2)本邦の在外公館に勤務する目的で出国し、外国に滞在する者	
			(1)2年以上外国に滞在する目的で出国し、外国に滞在する者	
			(2)外国にある事務所(本邦法人の支店、現地法人、駐在員事務所、	
	本邦人	非居住者	国際機関を含む)に勤務する目的で出国し、外国に滞在する者	
			(3)前(1)(2)に掲げる者のほか、本邦出国後、外国に2年以上滞在	
			するに至った者	
自然人			(4)前(1)~(3)に掲げる者で事務連絡、休暇等のため一時帰国し、	
〈注 1 〉			その滞在期間が6か月未満の者	
			(1)外国人(原則として非居住者)	
			(2)外国において任命された外交官、領事官またはこれらの者の随	
			員、使用人	
			(3)外国政府または国際機関の公務を帯びる者	
	外国人	非居住者	(4)アメリカ合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員、軍属、家族、軍人	
			用販売機関等、軍用郵便局、軍用銀行施設および契約者等	
			(5)国際連合の軍隊、国際連合の軍隊の構成員、軍属、家族、軍人	
			用販売機関等および軍事郵便局ならびに政府が国際連合の軍隊	
			と合意して定めるところに従い財務大臣が指定する者	
		居住者	(1)本邦内にある事務所に勤務する者	
			(2)本邦内に入国後6か月以上経過するに至った者	
		居住者	(1)本邦内に主たる事務所を有する法人	
	本邦		(2)本邦の在外公館	
法人等	法人等	非居住者	本邦法人の外国にある支店、出張所その他の事務所	
〈注2〉				

	非居住者	本邦にある外国政府の公館(使節団を含む)、国際機関
外国		
法人等	居住者	外国法人の本邦にある支店、出張所その他の事務所

〈注1〉 自然人の場合、居住者または非居住者と同居し、かつ、その生計費がもっぱら当該居住者または非居住者に負担されている家族の居住性は、当該居住者または非居住者の居住性に従います。

〈注2〉 法人等とは、法人、団体、機関その他これに準ずる者をいいます。

## (2) 本邦法人の海外支店等の行為

○ 本邦法人の外国にある支店、工場その他の事務所(以下「海外支店等」といいます。) は、上記表(居住性の判定基準)のとおり、外為法上、非居住者として取扱われます。しかし、海外支店等は、本邦法人の代理人もしくは使用人としての性格も有しています。したがって、海外支店等の行う取引または行為が、当該海外支店等の独自のものではなく、本邦法人の財産または業務に影響するものである場合は、外国為替法令の規定の適用を受けることになります(解釈運用通達5-0)。

#### (3) 居住性の認定申請手続

○ 居住者または非居住者の区別(居住性)について財務大臣の認定を受けようとするときは、「居住性の認定申請書」(外為省令別紙様式第 1) 2 通を作成し、財務大臣に提出する必要があります。この場合、当該申請者は、営業または勤務に従事しているかどうか、収入をどこで受けているか等について資料を提出し、当該申請に係る居住性を立証する必要があります(法6条 2 項、外為省令 3 条、解釈運用通達 6-1-5、6-4)。財務省の照会先は、参考資料 4 をご覧ください。

#### Q3. 資本取引の内容とその考え方

- 資本取引の内容とその考え方を教えてください。
- 資本取引と同じような対外的な金融取引であっても、対内直接投資のように、資本取引から除外されているものがある一方、対外直接投資(後記Q7.参照)のように、資本取引の一形態ではあるものの、他の資本取引とは報告等の手続が異なるものもあります。
  - 一 報告が必要な取引は、以下のうち(9)、(10)、(11)(「非居住者による本邦にある不動産またはこれに関する権利の取得」の一部のみ)の取引です(ただし、(3)の取引のうち、対外直接投資や対内直接投資に該当する取引については、手続が必要な場合があります)。また、(9) および(14)(電子決済手段等の売買又

は交換のみ)の取引について媒介、取次ぎまたは代理をした者は、当該取引の報告 が必要です。

## (1)預金(居住者・非居住者間、居住者間(外貨建て>)

○ 外為法上の預金は、金融機関預金にとどまらず、企業間の預け金・預り金をも含む広い概念で捉えています。例えば、海外の子会社が本邦の取引先に支払うべき代金を、決済の日まで本邦にある親会社が一時預かる行為は、外為法上、預金として取扱われます。

## (2) 信託(居住者・非居住者間、居住者間〈外貨建て〉)

○ 信託契約とは、委託者が自己の財産権(信託財産)を受託者に移転して、自己また は第三者(受益者)のために管理、運用または処分させる契約のことをいいます。

なお、契約型の外国投資信託において、居住者が非居住者から外国証券投資信託受益証券を取得する場合は、信託ではなく、後記(9)の資本取引に係る証券の取得として取扱うことになります。

一方、会社型の外国投資信託においては、投資信託の投資者が株主となるため、資本取引に係る証券の取得として取扱うことになります。

# (3) 金銭の貸借(居住者・非居住者間、居住者間(外貨建て>)

- 居住者・非居住者間の金銭の貸借契約については、以下の点を確認する必要があります。
  - a. 非居住者への金銭の貸付については、資本取引とは別に規定されている対外 直接投資に係る金銭の貸付に該当しないか。
  - b. 非居住者からの借入れについては、対内直接投資(非居住者〈外国投資家〉による本邦法人に対する金銭の貸付)に該当しないか。

## 〈資本取引に係る金銭の貸付と対外直接投資に係る金銭の貸付との区分〉

- ・ 貸付期間が1年を超える非居住者に対する金銭の貸付であって、当該居住者と非居住者との関係が次のいずれかにあてはまる場合は、対外直接投資に係る金銭の貸付になります(法23条2項)。
  - a. 居住者による非居住者(貸付先)に対する出資比率が10%以上である場合。
  - b. 居住者と、当該居住者の100%出資子会社(居住者、非居住者は問わない)の 出資比率の合計が、10%以上である場合。
  - c. 居住者と共同出資者(居住者、非居住者は問わない)の出資比率の合計が、10%以上である場合。
  - d. 出資関係がなくとも、居住者が非居住者に対して役員を派遣している(常勤・ 非常勤は問いません)。

- e. 出資関係がなくとも、居住者が非居住者に対して長期にわたって原材料の供給を行っている、または居住者と非居住者との間で長期にわたって製品の売買をしている。
- f. 出資関係がなくとも、居住者が非居住者に対して重要な製造技術を提供している。

しかし、こうした対外直接投資先への貸付であっても、貸付期間が1年以内のものは、「資本取引に係る金銭の貸付」として取扱います。

## 〈資本取引に係る金銭の借入と対内直接投資に係る金銭の貸付との区分〉

- ・ 資本取引に係る金銭の借入は、居住者が非居住者から金銭を借入れた場合であって、 対内直接投資に係る金銭の貸付に該当しないものをいいます。対内直接投資に係る金銭 の貸付は、外国投資家〈注1〉が本邦に主たる事務所を有する法人(以下、本設問におい て「借入先」といいます)に対し1年を超えて金銭を貸付ける(貸付債権譲受けによる 金銭の貸付けを含み、居住者外国投資家が行う本邦通貨による貸付けを除く。以下、本 設問において「金銭の貸付け」といいます)場合であって、次のいずれにも該当するも のをいい、当該外国投資家は別途の手続きを行う必要があります。
  - a. 当該貸付け後における当該外国投資家から借入先への金銭の貸付けの残高が1億円 に相当する額〈注2〉を超える。
  - b. 当該貸付け後における当該外国投資家から借入先への金銭の貸付けの残高と、当該外国投資家が保有する借入先が発行した社債<注3>との残高の合計額<注4>が、当該貸付け後における借入先の負債の額として定める額<注5>の50%に相当する額を超える。
  - <注1> 金融機関がその業務として行う金銭の貸付けは対内直接投資に該当しません。
  - <注2>外貨の場合は外為法第7条に定める「基準・裁定外国為替相場」により換算して下さい(後記Q6.参照。以下、金額の換算については本設問において同様です)。
  - <注3>会社の発行する社債で、特定の外国投資家に対して募集されたものに限ります。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。
    - a. 金融機関が業として取得した社債。
    - b. 居住者外国投資家が取得した本邦通貨をもって表示される社債。
    - c. 取得の日から元本の償還の日までの期間が一年以下である社債。
    - d. 当該外国投資家による取得後における保有高が1億円に相当する額以下の社債。
- 〈注4〉対内直接投資等に関する政令第2条第19項に定める関連会社等分を含みます。
- 〈注 5〉当該貸付けを行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表(当該直前の事業年度がない場合は、直前の貸借対照表)の負債の部に計上した額と当該貸付けの金額とを合算した額とします。ただし、貸借対照表を作成していない場合は、当該貸付けを行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録(当該直前の事業年度が

ない場合は、直前の財産目録)の負債の総額と当該貸付けの金額とを合算した額とします。

## (4) 債務の保証(居住者・非居住者間、居住者間〈外貨建て〉)

○ 資本取引に係る債務の保証は、金銭の支払債務(契約の相手方にとっては金銭債権)を生ずる保証に限られます。

## (5) 対外支払手段の売買(居住者・非居住者間、居住者間)

- 対外支払手段とは、以下に掲げる支払手段のうち、外国通貨もしくは外国通貨をもって表示されるもの、または外国において支払のために使用できるもの(本邦通貨を除きます。)をいいます(法6条1項7、8号、外為令2条1項1、2号)。したがって、居住者・非居住者間または居住者間で、これらの対外支払手段を売買したり、先物為替予約取引や両替などを行ったりした場合は、資本取引に該当します。
  - a. 銀行券、政府紙幣、小額紙幣および硬貨
  - b. 小切手(旅行小切手を含む。)
  - c. 為替手形
  - d. 郵便為替
  - e. 信用状
  - f. いわゆる電子マネー
  - g. 約束手形
  - h. 前a. ~g. のうち、f. を除くものに類する支払指図

# (6) 債権の売買(居住者・非居住者間、居住者間(外貨建て))

- 外為法上の債権は、債権の目的物を金銭とする金銭債権に限られています。具体的には、定期預金、当座預金、特別当座預金、通知預金、保険証券および当座勘定残高ならびに貸借、入札その他によって生ずる金銭債権が該当します(法6条1項13号)。
- 金銭債権の売買の主な取引事例は次のとおりです。なお、対外支払手段と証券は、民法上、金銭債権を表象するものですが、外為法では、これらを別に定義し(法6条7、11号)、金銭債権から除外しています。
  - a. 居住者が、非居住者から金銭債権を譲受けたとき
  - b. 居住者が、海外工事代金に係る受取債権を現地の法人に譲渡したとき
  - c. 本邦の親会社が、海外の子会社から不良債権(貸付債権)を譲受けたとき

d. 居住者が、非居住者(または他の居住者)に営業譲渡することに伴って、海外 預金債権を譲渡したとき

## (7) その他の売買(居住者間〈外貨建て〉)

○ 居住者間で商品の売買を外貨建てで決済することは、資本取引における居住者 間のその他の売買(外貨建て)に該当します。

## (8) 金融指標等先物取引(居住者・非居住者間、居住者間〈外貨建て〉)

- 金融指標等先物契約とは、以下の先物取引(aからcまでについては、現物決済が制度上予定されていないものに限る)のことをいいます(法6条1項14号)。
  - a. 市場デリバティブ取引(金融商品取引法2条21項)
  - b. 店頭デリバティブ取引(同2条22項)
  - c. 外国金融商品市場において行われる市場デリバティブ取引に類する取引(同2条8項3号ロ)
  - d. 外為省令2条2項に規定する取引

# (9) 証券の取得・譲渡(居住者・非居住者間)

○ 外為法上の証券は、次のものをいい、登録・非登録の形式は問いません(法6条 1項11号、外為令2条2項、外為省令2条1~4号)。

公債、社債、株式、出資の持分、公債または株式に関する権利を与える証書、債券、国庫証券、抵当証券、利潤証券、利札、配当金受領証、利札引換券、譲渡性預金の証書(払戻し期限がある預金で、譲渡禁止の特約のないものく指名債権であるものを除く。>)、コマーシャル・ペーパー、証券に関する権利を与える証券または証書

なお、居住者による非居住者からの証券の取得(または居住者による非居住者への証券の譲渡)が行われる権利(オプション権〈注〉)の取得、譲渡も証券の取得、譲渡に含まれます。また、対外直接投資の届出に係るオプション権の取得にあっても、オプション権を取得する前に届出を要しますので、ご留意ください。

- 〈注〉 オプション権とは、一定期間内であれば、いつでも意思表示によって、証券を一定数量、その市場価格がいくらであるかにかかわらず一定の価格で取得(買い付け) または譲渡(売り付け)ができる権利をいいます。
- なお、居住者・非居住者間の証券の取得・譲渡については、資本取引の一形態である対外直接投資や特定取得、外為法上、資本取引から除外されている対内直接投資<注〉に該当しないかどうか確認を要します。

<注> 対内直接投資に該当する取引が資本取引から除かれている根拠については、法 20条を参照してください。

## <対外直接投資に係る証券の取得になる場合>

居住者による非居住者からの証券(株式・社債等)の取得のうち、当該居住者と 当該証券を発行する外国会社との関係が次のいずれかにあてはまる場合は、対外 直接投資に係る証券の取得になります(法23条2項)。

- a. 居住者が、取得しようとする証券を発行する外国会社に対する出資比率が10%以上になっている(株式の取得の場合は、今回の取得で出資比率が10%以上になる場合を含む)。
- b. 居住者と、当該居住者の100%出資子会社(居住者、非居住者は問わない) の証券を発行する外国会社に対する出資比率の合計が、10%以上になっている。
- c. 居住者と共同出資者(居住者、非居住者は問わない)の証券を発行する外国会社に対する出資比率の合計が、10%以上になっている。
- d. 出資関係がなくとも、居住者が証券を発行する外国会社に対して役員を 派遣している(常勤・非常勤は問わない。)。
- e. 出資関係がなくとも、居住者が証券を発行する外国会社に対して長期に わたって原材料の供給または製品の売買を行っている。
- f. 出資関係がなくとも、居住者が証券を発行する外国会社に対して重要な 製造技術を提供している。
- <注> なお、上記のうちa.またはb.以外の理由で対外直接投資に該当する場合は対外直接投資に該当しない資本取引と同様の手続をすればよいこととなっております。詳細は、Q10をご覧ください。

#### <対内直接投資に係る証券の取得・譲渡になる場合>

居住者・非居住者間の証券<注>の取得・譲渡のうち、次のいずれかにあてはまる場合は、資本取引ではなく、対内直接投資になります。

- a. 居住者が非居住者に対して、国内の非上場・非店頭株式や持分を譲渡する場合(ただし、当該居住者が外国投資家<議決権の50%以上を直接又は間接的に外国法人等に保有されている法人など>の場合で、譲渡対象の株式・持分が発行済みの場合には、対内直接投資ではなく資本取引に該当します)。・・・・・(株式・持分の取得)
- b. 居住者が非居住者に対して、国内の上場株式(店頭登録を含む。)を譲渡する場合、その譲渡によって相手方の出資比率または議決権比率(一任

運用、議決権代理受任分を含む)が、関係会社等と合わせて1%以上となる もの。・・・・・(株式の取得)

- c. 居住者外国投資家が、非居住者個人から日本の非上場会社の株式や出資の持分を取得する場合で、当該非居住者が、当該株式や持分を非居住者となる以前から所有するもの(取得の時期が昭和55年12月1日以降のものに限る。)。・・・・(株式・持分の譲渡)
- <注> 社債の取得についての説明は省略します(外為法Q&A(対内直接投資・特定取得編)を参照してください)。

## <特定取得の取得・譲渡になる場合>

居住者・非居住者間の証券の取得・譲渡のうち、外国投資家(居住者・非居住者を問わない)が、本邦の非上場会社の株式・持分を他の外国投資家(居住者・非居住者を問わない)からの譲受により取得する場合は、特定取得に該当し、事前届出等の手続き等が必要となることがあります。詳細は、別冊の「外為法Q&A(対内直接投資・特定取得編)」をご覧ください。

# (10) 証券の発行・募集(居住者または非居住者)

- 外為法上の証券の発行・募集は、居住者または非居住者が行う次の行為をいい、 募集が公募であるか、私募であるか等の形式にはとらわれません(法20条6、7 号)。
  - a. 居住者による外国における証券(外貨証券であるか本邦通貨表示の証券であるかを問いません<外債、ユーロ円債、CPなど>)の発行・募集
  - b. 居住者による本邦における外貨証券の発行・募集
  - c. 非居住者による本邦における証券(本邦通貨表示の証券のみならず外貨 証券も対象)の発行・募集
  - d. 非居住者による外国における円払証券(本邦通貨をもって表示され、または支払われる証券<ユーロ円債>)の発行・募集

## (11) 不動産またはこれに関する権利の取得(居住者または非居住者)

- 資本取引に係る不動産の取得とは、次の場合をいいます。
  - a. 居住者による非居住者または居住者からの外国にある不動産またはこれ に関する権利(賃借権、地上権、抵当権等)の取得。
  - b. 非居住者による居住者または非居住者からの本邦にある不動産またはこれに関する権利の取得。

#### (12) 本邦と外国との間における事務所間の資金授受

○ 本邦と外国との間の本支店間取引などがこれに該当します。本店と支店とは同一 法人の内部関係にありますが、外為法では、支店を独立の主体として捉えています (本邦法人の海外支店は非居住者、外国法人の在日支店は居住者)。したがって、 法人の本邦にある事務所と当該法人の外国にある事務所との間の資金の授受につ いては、職員の給与や光熱水道費、営業所の賃借料などの当該事務所の運営に必要 な経常的な経費を除いて、外為法令が適用されることになります。

#### (13) 金の地金の売買 (居住者・非居住者間)

○ 「居住者と非居住者との間の金の地金の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引」は、法20条12号に基づき外為令10条により資本取引として指定されています。

## (14) みなし資本取引

○ 電子決済手段等の管理、貸借、移転する義務の保証、売買又は交換に関する契約に基づく電子決済手段等の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引は、 法20条の2により資本取引とみなされます。

#### Q4. 資本取引を行う場合の外為法上の規制

- 資本取引を行う場合、どのような規制がありますか?
- 財務大臣による資本取引の規制は、以下の3つです。
  - (1)取引を実行する前に、許可申請をしなければならないもの(許可制)
  - (2) あらかじめ届出を行わなければならないもの(事前届出制)
  - (3)取引を実行した後で報告をしなければならないもの(事後報告制)

しかし、平成10年4月1日の改正外為法の施行により、それまでの原則許可制・事前届 出制から、原則として上記(3)の事後報告制に変更されました。さらに、平成23年5月1 日および平成24年1月17日の改正報告省令の施行により、事後報告制の殆どが報告不要 になりました(詳細は、Q6をご参照ください)。

なお、事前届出の対象になる資本取引は、資本取引の一形態である対外直接投資の うち、対外直投投資先の業種が指定業種(5業種)に該当する投資を行おうとする場合 に限られています。事前届出の対象になる対外直接投資とその手続については、「2. 対外直接投資」の項(後記Q9.)をご覧ください。

## Q5. 許可の対象になる資本取引とその申請手続

- 許可の対象になる資本取引とその申請手続を教えてください。
- 外為法では、対外取引が自由に行われることを基本としています(法1条)。

しかし、次に掲げるいずれかの事態を生じ、外為法の目的<注>を達成することが困難になると認められるとき、又は我が国の平和及び安全の維持のため閣議において対応措置を講ずべきことが決定されたとき、財務大臣は、資本取引を行う居住者または非居住者に対して許可を受ける義務を課すことができることになっています(法21条1、2項)

- a. わが国が締結した条約等の履行または国際平和のための国際的な努力にわが国として寄与することに対する妨げ(法21条1項)。
- b. 国際収支の均衡の維持困難(法21条2項)。
- c. 円相場の急激な変動(法21条2項)。
- d. 本邦と外国との間の大量の資金移動によるわが国の金融・資本市場への悪影響(法 21条2項)
  - 〈注〉 外為法の目的は、(1)「必要最小限の管理または調整を行うことにより」、(2)「対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し」、(3)「国際収支の均衡および通貨の安定を図るとともに、わが国経済の健全な発展に寄与する」ことです。

## (1) 許可の対象になる資本取引

○ 財務大臣の許可の対象になる資本取引は、平成10年3月30日大蔵省告示第99号によって、定められています(すべて上記a. の事由に基づく措置)。詳細および最新の規定は、巻末の「1. 資本取引の規制概要」をご参照ください。

#### (2) 許可申請に必要な書類と提出部数

○ 資本取引の許可申請を行おうとする場合は、取引区分に応じて、次の許可申請書を作成し、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければなりません。許可申請書の提出部数は正本3通です(法21条1項、外為令11条3項、外為省令12条1、2項、同15条1項)。

なお、資本取引の許可申請には、一定金額以下(未満)のものを申請不要とする規 定がありません。

- a. 「(預金・信託・金銭の貸借・債務の保証・支払手段又は債権の売買・金の地金の売買・その他の 売買) 契約に基づく債権の発生等に係る取引許可申請書」(外為省令別紙様式第5<注) 〈注〉かっこ内の該当する取引以外の取引の字句を抹消して使用します。
- b. 「証券の取得・譲渡許可申請書」(外為省令別紙様式第6)
- c. 「証券の発行又は募集許可申請書」(外為省令別紙様式第7)
- d. 「金融指標等先物契約に基づく債権の発生等に係る取引許可申請書」(外為省令別 紙様式第8)
- e. 「外国・本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得許可申請書」(外為省令別紙 様式第9)
- f.「本邦にある事務所と外国にある事務所との間の資金の授受許可申請書」(外為省令別紙様式第10)
- g.「許可内容の変更申請書」<注>(外為省令別紙様式第15)
  - <注>「許可内容の変更申請書」は、居住者または非居住者が上記a~fの許可申請書を提出し、財務大臣の許可を取得した後、許可に係る取引または行為の内容を変更しようとするときに、日本銀行を経由して財務大臣に提出します。

なお、許可内容の変更申請の手続は、変更契約を締結する前に行う必要があります。

#### (3) 日本銀行・財務省への申請手続きに係るご照会

○ 日本銀行では、資本取引に係る許可申請手続きについてのご照会を承っておりますが、 申請者自らが財務省への説明・確認を求めたい場合は、参考資料4に掲載の照会先へご 連絡していただきますよう、お願いします。

## (4) 許可申請書の様式

○ 許可申請書の様式は、日本銀行ホームページに「記入の手引」とともに掲載して いますので、ダウンロードしてご利用ください。

なお、ご自身で許可申請書の様式をパソコン等により作成する場合は、外為省令 別紙様式のとおりに作成していただくことになります(したがって、記載事項の省略 は認められませんのでご留意ください。)。

#### (5) 日本銀行あて許可申請書の提出

○ 許可申請書の提出先は、日本銀行本店(国際局国際収支課外為法手続グループ50番窓口)または最寄りの日本銀行支店(営業課または総務課)ですが、なるべく下記の日本銀行あてに直接郵送していただきますよう、お願いします。

(郵送先)

〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支課 外為法手続グループ

## Q6. 事後報告の対象になる資本取引とその手続

○ 事後報告の対象になる資本取引とその手続を教えてください。

# (1) 事後報告の対象になる資本取引

- 事後報告の対象になる資本取引は、資本取引から以下のものを除いたものです。平成23年5月1日および平成24年1月17日の改正報告省令の施行により、一部の取引のみ、 事後報告の対象となっています。
  - a. 許可の対象になるもの(前記Q5. 参照)
  - b. 事前届出の対象になるもの(後記Q9. 参照)
  - c. 事後報告の手続が不要なもの(下表<資本取引の報告体系>を参照)

なお、外為令18条の5において、資本取引のうち報告不要とする取引を規定しています。また、これを受けて、報告省令5条では、一定金額以下(未満)のものを報告不要とする規定をもうけているほか、報告不要の取引を具体的に列記しています。

○ 資本取引の報告体系をまとめると、下表のとおりです。

(資本取引の報告体系)※前記「Q3. 資本取引の内容とその考え方」とあわせてご活用ください。

資本取引の種類 (取引区分)	居住者・非居住 者間の取引	居住者間の 取引(外貨建)	原則要報告のうち、手続不要の取引
預 金	報告不要	報告不要	
	(ただし、月末残		
	高1億円相当額		
	超の海外預金に		
	ついては残高報		
	告が必要)		
信 託	報告不要	報告不要	
金銭の貸借	報告不要	報告不要	
債務の保証	報告不要	報告不要	
対外支払手段・債	報告不要	報告不要	
権の売 買			

資本取引の種類	居住者・非居住	居住者間の	原則要報告のうち、手続不要の取引
(取引区分)	者間の取引	取引(外貨建)	
電子決済手段等	原則要報告		・3千万円相当額以下の電子決済手段等の売買又
の売買又は交換	(媒介等をした		は交換
	者が報告)		
その他の売買		報告不要	
〈注1〉			
証券の取得・	原則要報告		・1億円相当額以下の証券の取得・譲渡
譲渡			・銀行等・金融商品取引業者〈注2〉が媒介・取次ぎ・
			代理(媒介等)をした証券の取得・譲渡(媒介等をした
			者が報告)
			・別途、報告をする承認金融機関〈注3〉、外為業
			務報告をする者が行った証券の取得・譲渡
			・証券の貸借取引(貸付、貸付の回収、借入、借入
			の返済)〈注4〉
			・特定取得の事前届出に係る取得又は処分報告(実
			行報告)の対象になるもの〈注5〉
証券の発行・	原則要報告		・10億円相当額未満の発行・募集
募集	7,7,132,161		・CDの発行・募集
(居住者外債)			
"	原則要報告		・10億円相当額未満の発行・募集
(非居住者			
国内債)			
"	原則要報告		・10億円相当額未満の発行・募集
(非居住者			・CDの発行・募集
ユーロ円債)		<b>I</b>	
金融指標等	報告不要	報告不要	
先物取引			
不動産またはこ	一部要報告(非居住		・非居住者が、当該非居住者または親族もしくは使
れに関する権利	る不動産またはこれ	nに関する権利の	用人の居住用〈注6〉、当該非居住者の事務所
の取得	取得	トッタローナップ	用、非営利目的の業務用に供するため行った本
	報告不要(居住者による外国にある不		邦不動産またはこれに関する権利の取得
	動産またはこれに関する権利の取得		・他の非居住者からの本邦不動産またはこれに関
本邦と外国との間			する権利の取得
本邦と外国との間   における事務所間			<del></del>
の資金授受			
金の地金の	報告不要〈注7〉		
売 買			
/3 /1			

〈注1〉 「その他の売買」とは、動産・不動産を問わず、財産権(貴金属<金の地金等>、証券、 貨物等)の売買契約のうち、別途、資本取引として定義されている対外支払手段または債権 の売買契約を除いたものをいいます。

- <注2>「金融商品取引業者」とは、金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者であって、同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および同条第2項に規定する第二種金融商品取引業を行う者をいいます。
- <注3>「承認金融機関」とは、外為法上、財務大臣の承認を受けて特別国際金融取引勘定(オフショア勘定)を開設している金融機関をいいます。承認金融機関は、別途、承認金融機関としての報告が課せられています。
- <注4> 証券貸借取引の年末残高の報告を要する場合がございますのでご留意ください。詳細は、報告省令別紙様式第15-3の記入の手引をご確認ください。
- 〈注 5〉 「特定取得」の当事者である外国投資家は、事前届出に係る事後報告(実行報告)を別途提出する必要があります。別冊の「外為法Q&A(対内直接投資・特定取得編)」をご確認ください。
- 〈注6〉 ここで言う「居住用」に、別荘やセカンドハウスは該当しません。
- 〈注7〉 資本取引のうち、居住者間の金の地金の売買は、「居住者間のその他の売買(外貨建)」に 該当しますが、事後報告は不要になっています。

#### 〈外貨の換算〉

○ 外貨での取引において、事後報告が必要であるか否かの判定は、外為法第7条に定める「基準外国為替相場」(円と米ドルとの交換レート)もしくは「裁定外国為替相場」(円と米ドル以外の通貨との交換レート)によって行います。但し、電子決済手段等の売買に係る媒介等については、当該媒介等をした売買が行われた日における実勢外国為替相場によって報告要否の判定を行います。

なお、資本取引に関する報告書の金額欄には、実際の契約金額(取引金額)等を記入します。

## (2) 事後報告に必要な書類と提出部数

○ 資本取引の事後報告を行おうとするときは、取引区分に応じて、下表の(1)、(2)の場合は当該取引を行った日〈注1〉又は当該取引に係る支払等をした日のいずれか遅い日から、(3)、(4)の場合は当該取引を行った日から、それぞれ20日以内に次の報告書〈注2〉1通を作成し、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければなりません(法55条の3−1項、報告省令9、11、12条、13条)。

報告書の名称 (様式番号)	該当する取引・行為
(1)証券の取得又は譲渡に関する報告書	○非居住者から証券を取得したとき、または非居住
(報告省令別紙様式第13)	者に証券を譲渡したとき

報告書の名称(様式番号)	該当する取引・行為
(2)証券の発行又は募集に関する報告書	○居住者による行為
(報告省令別紙様式第21)	外国における証券の発行・募集、本邦における外
	貨証券の発行・募集
	○非居住者による行為
	本邦における証券の発行・募集、外国における円払
	証券の発行・募集
(3) 本邦にある不動産又はこれに関する権利の	○非居住者が本邦にある不動産またはこれに関する
取得に関する報告書	権利を取得したとき
(報告省令別紙様式第22)	
(4) 電子決済手段等の売買又は他の電子決済手	○居住者と非居住者との間の電子決済手段等の売買
段等との交換に係る媒介等に関する報告書	又は他の電子決済手段等との交換に係る媒介等を
(報告省令別紙様式第23、24)〈注3〉	行ったとき

- 〈注1〉 「当該取引を行った日」とは、取引区分ごとに次の日をいいます(平成10年4月大 蔵省解釈)。また、「20日以内」とは、当該取引を行った日の翌日から起算して20日以 内のことです(対外直接投資の事後報告についても同様の扱い)。
  - ・証券の取得・譲渡不動産またはこれに関する権利の取得・・・取得日または譲渡日(所有権の移棄の日)
  - ・証券の発行・募集・・・発行または募集を行った日(払込み日)
  - ・電子決済手段等の売買又は交換に係る媒介等・・・媒介等に係る資本取引を行った日
- 〈注2〉 資本取引の報告のうち、銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社および承認金融機関等が行う、いわゆる業者による報告分については、説明を省略しています。
- <注3> 報告省令別紙様式第24により月中の取引について一括して報告する場合は、媒介等に係る資本取引を行った日の属する月の翌月20日までに提出する必要があります。

## (3)報告書の提出先

○ 資本取引に関する報告書の提出先は、日本銀行本店国際局50番窓口(支店の場合は営業課または総務課窓口)ですが、なるべく、下記の日本銀行本店あてに直接郵送していただきますよう、お願いします。

日本銀行が報告書を受付けたことを示すものをご入り用の場合は、同時に「報告書コピー」を1通余分に提出(または郵送)していただきます。郵送の場合、同封していただく返信用封筒には、報告者のあて名を記入のうえ、料金が不足しないよう郵便切手を貼付してください。余分に提出(または郵送)いただいた「報告書コピー」は、受付印を押印してお返しします。なお、「報告書コピー」への押印は、<u>当該報告書により報告される取引等の内容の真正性を証明するものではありません。</u>

(報告書の郵送先)

〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱30号

<報告省令別紙様式第22> 日本銀行国際局国際収支課 外為法手続グループ

<報告省令別紙様式第13、21、23、24>

日本銀行国際局国際収支課 国際収支統計グループ

# (4)報告書の様式

○ 報告書の様式は、日本銀行ホームページに「記入の手引」とともに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

なお、ご自身で報告書の様式をパソコン等により作成する場合は、報告省令別紙様 式のとおりに作成していただくことになります(したがって、記載事項の省略は認めら れませんのでご留意ください)。

## 2. 対外直接投資

## Q7. 対外直接投資の定義

○ 対外直接投資の規制の内容と定義を教えてください。

#### (対外直接投資の規制の内容)

- 対外直接投資は、資本取引の一形態です。したがって、前記Q4. (資本取引を行う場合の外為法上の規制)で説明したとおり、財務大臣による対外直接投資の規制も、以下の3つです。
  - (1) 取引を実行する前に許可申請をしなければならないもの(許可制)
  - (2) あらかじめ届出を行わなければならないもの(事前届出制)
  - (3) 取引を実行した後で報告をしなければならないもの(事後報告制)

上述の規制内容のうち、事後報告制については、次の(1) a. および b. (10%以上の 出資先 (完全子会社出資分を含む) への出資)以外は、対外直接投資に該当しない資本取引 と同様の手続をすればよいこととなっています。すなわち、金銭の貸付および (2) につい ては報告不要であり、証券の取得・譲渡については1億円相当額超の場合のみ資本取引の報 告をすればよいことになっています。詳しくはQ6. をご覧下さい。

## (対外直接投資の定義)

- 対外直接投資とは、居住者が行う次の(1)および(2)の取引をいいます(法23条2項、 外為令12条4項、外為省令23条)。
- (1) 居住者が、外国における事業活動に参加するために、次の $a.\sim d.$  のいずれかに該当する外国法人の発行する証券<注1>を取得すること(証券の取得)、または当該外国法人に対して1年を超える貸付を行うこと(金銭の貸付)。
  - a. 居住者の出資比率<注2>が10%以上の外国法人(今回、株式または出資の持分を取得することにより、出資比率が10%以上になる外国法人を含む。以下b. およびc. についても同じ)。
  - b. 居住者と、当該居住者の100%出資子会社(居住者、非居住者の違いは問わない) との出資比率の合計が、10%以上の外国法人。
  - c. 居住者と共同出資者(居住者、非居住者の違いは問わない)との出資比率の合計が10%以上の外国法人。
  - d. 居住者が、当該外国法人に対して役員を派遣している(常勤、非常勤は問わない)、

当該外国法人に対して長期にわたる原材料の供給を行っているかまたは当該外国 法人と製品の売買を行っている、当該外国法人に対して重要な製造技術を提供し ている、のいずれかの永続的関係にある外国法人。

- <注1> 外国法人の発行する証券には、株式、出資の持分のほか、社債、その他証券(例えば、コマーシャルペーパー、新株予約権証券等)が含まれます。
- 〈注2〉居住者の当該外国法人に対する出資比率とは、当該居住者により所有される当該外国法人の株式の数または出資の金額の当該外国法人の発行済株式の総数または出資の金額の総額に占める割合をいいます。
- (2) 法人の本邦にある事務所と当該法人の外国にある事務所との間の資金の授受のうち、本邦法人が、単なる海外駐在員事務所を除いた外国における支店、工場その他の事業所 (以下「海外支店等」といいます。)の設置または拡張に係る資金を支払うこと。

## Q8. 許可の対象になる対外直接投資

- 許可の対象になる対外直接投資とその申請手続を教えてください。
- 前記Q5.(許可の対象になる資本取引とその申請手続)で説明したとおり、外為 法では、対外取引が自由に行われることを基本としています(法1条)。

しかし、次に掲げるいずれかの事態を生じ、外為法の目的〈注〉を達成することが困難になると認められるとき、又は我が国の平和及び安全の維持のため閣議において対応措置を講ずべきことが決定されたとき、財務大臣は、資本取引を行う居住者または非居住者に対して許可を受ける義務を課すことができることになっています(法21条1、2項)

- a. わが国が締結した条約等の履行または国際平和のための国際的な努力にわが 国として寄与することに対する妨げ(法21条1項)。
- b. 国際収支の均衡の維持困難(法21条2項)。
- c. 円相場の急激な変動(法21条2項)。
- d. 本邦と外国との間の大量の資金移動によるわが国の金融・資本市場への悪影響 (法21条2項)
  - 〈注〉 外為法の目的については、Q5を参照して下さい。

#### (1) 許可の対象になる対外直接投資

○ 財務大臣の許可の対象になる対外直接投資は、平成10年3月30日大蔵省告示第99号

によって、次のとおり定められています(すべて上記a. の事由に基づく措置)。詳細および最新の規定は、巻末の「1. 資本取引の規制概要」をご参照ください。

## (2) 許可申請に必要な書類と提出部数

○ 対外直接投資の許可申請を行おうとする場合は、取引区分に応じて、次の許可申請書を作成し、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければなりません。許可申請書の提出部数は正本3通です(外為令11条3項、外為省令12条1項10~12号、同15条1項)。

なお、対外直接投資の許可申請には、一定金額以下(未満)のものを申請不要とする規定がありません。

- a. 「対外直接投資に係る証券の取得に関する許可申請書」(外為省令別紙様式第11)
- b. 「対外直接投資に係る金銭の貸付契約に関する許可申請書」(外為省令別紙様式第12)
- c. 「対外直接投資に係る外国における支店等の設置・拡張に係る資金の支払に関する 許可申請書」(外為省令別級様式第13)
- d.「許可内容の変更申請書」<注>(外為省令別紙様式第15)
  - <注>「許可内容の変更申請書」は、居住者または非居住者が上記a~cの許可申請書を提出し、財務大臣の許可を取得した後、許可に係る取引または行為の内容を変更しようとするときに、日本銀行を経由して財務大臣に提出します。

なお、許可内容の変更申請の手続は、変更契約を締結する前に行う必要があります。

#### (3) 日本銀行・財務省への申請手続きに係るご照会

○ 日本銀行では、資本取引に係る許可申請手続きについてのご照会を承っておりますが、申請者自らが財務省への説明・確認を求めたい場合は、参考資料4に掲載の照会 先へご連絡していただきますよう、お願いします。

## (4) 許可申請書の様式

○ 許可申請書の様式は、日本銀行ホームページに「記入の手引」とともに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

なお、ご自身で許可申請書の様式をパソコン等により作成する場合は、外為省令別紙様式のとおりに作成していただくことになります(したがって、記載事項の省略は認められませんのでご留意ください。)。

#### (5) 日本銀行あて許可申請書の提出

許可申請書の提出先は、日本銀行本店(国際局国際収支課外為法手続グループ

50番窓口)または最寄りの日本銀行支店(営業課または総務課)ですが、なるべく下記の日本銀行あてに直接郵送していただきますよう、お願いします。

#### (郵送先)

〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支課 外為法手続グループ

# Q9. 事前届出の対象になる対外直接投資とその手続

○ 事前届出の対象になる対外直接投資とその手続を教えてください。

## (1)事前届出の対象になる対外直接投資

○ 対外直接投資が特定の業種に対して行われた場合に、わが国経済の円滑な運営や、国際的平和および安全等の面から、とくに問題になる惧れがあるものとして、外為省令21条では、届出を要する対外直接投資に係る業種として次の5業種を指定しています。

対外直接投資の届出手続には、一定金額以下(未満)のものを届出不要とする規定がありません。したがって、対外直接投資先の業種がこれらの指定業種(5業種)に該当する対外直接投資を行おうとする場合、居住者は、許可の対象になるものを除いて、事前に財務大臣に届け出なければなりません(法23条1項、外為令12条1、2項)。

#### 指定業種(5業種)

- a. 漁業 (水産動植物の採補事業)
- b. 皮革または皮革製品の製造業
- c. 武器の製造業
- d. 武器製造関連設備の製造業
- e. 麻薬等の製造業

## (2)事前届出に必要な書類と提出部数

○ 対外直接投資の事前届出を行おうとする場合は、当該対外直接投資を行おうとする日前2か月以内に、取引区分に応じて次の届出書を作成し、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければなりません。届出書の提出部数は正本3通です(外為令12条2項、外為省令22条1項)。

取引区分	届出書の名称(様式番号)	届出書の提出時期
証券の取得	(1) 対外直接投資に係る証券の取得に関する届出書(外為省令別紙様式第17)	・証券取得日の前2か月以内

金銭の貸付	(2)対外直接投資に係る金銭の貸付契約 に関する届出書(外為省令別紙様式第	・貸付契約締結日の前2か月以内
	18)	
士士机里	(3)対外直接投資に係る外国における支	・資金の支払日の前2か月以内
支店設置・	店等の設置・拡張に係る資金の支払に	
拡張資金の	関する届出書(外為省令別紙様式第	
支払	19)	
届出内容の	(4)対外直接投資に係る変更届出書(外	・変更契約締結日の前2か月以内
変更〈注〉	為省令別紙様式第20)	

〈注〉上記(1)~(3)の届出書を提出した居住者が当該取引を実行する前に、当該届出の内容について次の事項を変更しようとするときは、「対外直接投資に係る変更届出書」を3通作成し、これに原届出受理証等(正1通、同コピー2通)をそれぞれ添付して、日本銀行を経由して財務大臣に提出する必要があります(外為省令22条1項、24条1項)。

#### ▽証券の取得の場合

・投資先の事業内容・取得の対価・証券の種類・取得の時期・支払の時期

#### ▽金銭の貸付の場合

・投資先の事業内容・金額・契約の時期・貸付時期 ・金利 ・貸付期間 ・元本の回収 方法

▽海外支店等の設置・拡張資金の支払の場合

・海外支店等の事業内容 ・金額 ・支払の時期

なお、対外直接投資について次に掲げる事由が生じた場合、「対外直接投資に係る証券の譲渡 並びに債権の放棄及び免除に関する報告書」(報告省令別紙様式第19)1通を作成し、当該事由が 生じた日又は当該事由に係る支払等をした日のいずれか遅い日から20日以内に、日本銀行を経由 して財務大臣に提出する必要が生じる場合があります(Q10.参照)。

- ・ 対外直接投資に係る届出をしたうえで取得した証券の非居住者に対する譲渡
- 対外直接投資として行った金銭の貸付契約に基づく貸付債権の放棄または免除に係る取引

## (3) 日本銀行・財務省への届出手続きに係るご照会

○ 日本銀行では、対外直接投資に係る届出手続きについてのご照会を承っておりますが、届出者自らが財務省、および投資先の業種を所管する省庁への説明・確認を求めたい場合は、参考資料4に掲載の照会先へご連絡していただきますよう、お願いします。

## (4) 届出書の様式

○ 届出書の様式は、日本銀行ホームページに「記入の手引」とともに掲載していま すので、ダウンロードしてご利用ください。

なお、ご自身で届出書の様式をパソコン等により作成する場合は、外為省令別紙様式のとおりに作成していただくことになります(したがって、記載事項の省略は認められませんのでご留意ください。)。

#### (5) 日本銀行あて届出書の提出

○ 届出書の提出先は、日本銀行本店(国際局国際収支課外為法手続グループ50番窓口)または最寄りの日本銀行支店(営業課または総務課)ですが、なるべく下記の日本銀行あてに直接郵送していただきますよう、お願いします。

## (郵送先)

〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支課 外為法手続グループ

## (6)取引の禁止期間と期間短縮

- 事前届出を行った対外直接投資については、財務大臣が、わが国経済の円滑な運営、国際平和および安全等の面で問題となる惧れがないかどうか、審査するため、届出が受理された日から起算して20日を経過する日までは、当該届出に係る対外直接投資を行うことができません。この期間を「禁止期間」といい、財務大臣による審査が終了するまで、当該取引は留保されます(「留保扱い」といいます。法23条3項)。
  - ただし、このうち、とくに支障がないと認められた場合は、「禁止期間」が短縮されるほか、次のa. およびb. に掲げる対外直接投資は、届出受理日から当該取引を行うことができます(「即日扱い」といいます。)。
    - a. 「開発途上国・地域」<注>向け以外(すなわち先進国向け)の皮革または皮革製品製造業向け投資
    - b. 「開発途上国・地域」向けの皮革または皮革製品製造業向け投資のうち、居住者の対外直接投資残高が20万米 がル相当額以下になるもの。外貨の換算は、「基準外国為替相場」または「裁定外国為替相場」(前記Q6. を参照)によります。
    - 〈注〉「開発途上国・地域一覧」については、外務省のホームページをご参照ください。
- なお、上記a. およびb. 以外の投資については、通常、禁止期間が短縮されます。し

たがって、日本銀行から取引可能日の連絡があったときには、届出書を受理したときにお渡しした「届出受理証」を原則として取引可能日当日に日本銀行の窓口まで持参してください。直ちに、期間短縮の手続〈注〉を行います。

〈注〉日本銀行では、呈示を受けた届出受理証に、取引可能日等を記入してお返しします。

# Q10. 事後報告の対象になる対外直接投資とその手続

○ 事後報告の対象になる対外直接投資とその手続を教えてください。

#### (1)事後報告の対象になる対外直接投資

○ 対外直接投資のうち、許可の対象になるもの(前記Q8.参照)、事前届出の対象になるもの(前記Q9.参照)および事後報告の手続が不要になるもの(後記Q11.参照)を除いたものが、事後報告の対象になります。

また、一定額〈注1〉以下のものは報告が不要です〈注2〉。

- 〈注1〉「証券の取得又は譲渡に関する報告書(報告省令別紙様式第13)」で報告するものは1億円相当額以下、「対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書(報告省令別紙様式第16)」で報告するものは10億円相当額未満は報告不要です。
- 〈注 2〉 外貨の換算は「基準外国為替相場」または「裁定外国為替相場」によります(前記Q6.を参照)。

#### (2)事後報告に必要な書類と提出部数

○ 事後報告を行おうとするときは、当該対外直接投資に関する取引を行った日又は当該取引に係る支払等をした日のいずれか遅い日から20日以内に、取引区分に応じて次の報告書 1 通を日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければなりません(法55条の3-1 項、報告省令10条)。

取引区分	取引内容	
а	居住者の出資比率が10%以上の外国法人(今回、株式または出資の持分を取得すること	
(証券の取	により、出資比率が10%以上になる外国法人を含む。以下b. およびc. についても同じ)	
得)	の発行する証券の取得。	
b	居住者と当該居住者の100%出資子会社(居住者、非居住者の違いは問わない)との出	
(同上)	資比率の合計が、10%以上の外国法人の発行する証券の取得。	
С	居住者と共同出資者(居住者、非居住者の違いは問わない)との出資比率の合計が10%	
(証券の取	以上の外国法人の発行する証券の取得又は譲渡。	
得・		

取引区分	取引内容	
証券の譲渡)		
d	居住者と次のいずれかの永続的な関係にある外国法人の発行する証券の取得又は譲	
(同上)	渡。	
	・当該外国法人に対して役員を派遣している(常勤、非常勤は問わない)。	
	・当該外国法人に対して長期にわたる原材料の供給又は製品の売買を行っている。	
	・当該外国法人に対して重要な製造技術を提供している。	
е	上記a、bの取引にかかる報告書、又は届出書を提出した後に、取得した証券を非居	
(証券の譲	住者に譲渡。	
渡·	もしくは、対外直接投資として行った金銭の貸付契約に基づく債権を放棄又は免除。	
債権の放棄		
又は免除)		

取引区分	報告書の名称(様式番号)	報告書の提出期限
a , b 🔆	対外直接投資に係る証券の取得に関する報告	証券の取得日又は当該取得に係る支払等を
	書(報告省令別紙様式第16)	した日のいずれか遅い日から20日以内
c , d 🔆	証券の取得又は譲渡に関する報告書	証券の取得又は譲渡した日、又は当該取引
	(報告省令別紙様式第13)	に係る支払等をした日のいずれか遅い日か
		ら20日以内
е	対外直接投資に係る証券の譲渡並びに債権の	・証券の譲渡日又は当該譲渡に係る支払等
	放棄及び免除に関する報告書	をした日のいずれか遅い日から20日以内
	(報告省令別紙様式第19)	・当該貸付債権の消滅日から20日以内

※対外直接投資に係る証券の取得を報告する場合、上記区分(「a、b」、「c、d」)によって報告様式が異なります。また、「a、b」と「c、d」の両区分に該当するケースは、「a、b」に該当している点が優先され、「対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書(報告省令別紙様式第16)」を報告する扱いとなります。

# (3)報告書の提出先

○ 対外直接投資に関する報告書の提出先は、日本銀行本店国際局50番窓口(支店の場合は営業課または総務課窓口)ですが、なるべく、下記の日本銀行本店あてに直接郵送していただきますよう、お願いします。

日本銀行が報告書を受付けたことを示すものをご入り用の場合は、同時に「報告書コピー」を1通余分に提出(または郵送)していただきます。郵送の場合、同封していただく返信用封筒には、報告者のあて名を記入のうえ、料金が不足しないよう郵便切手を貼付してください。余分に提出(または郵送)いただいた「報告書コピー」は、受付印を押印してお返しします。なお、「報告書コピー」への押印は、**当該報告書** 

## により報告される取引等の内容の真正性を証明するものではありません。

(報告書の郵送先)

〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ

#### (4) 報告書の様式

○ 報告書の様式は、日本銀行ホームページに「記入の手引」とともに掲載しています ので、ダウンロードしてご利用ください。

なお、ご自身で報告書の様式をパソコン等により作成する場合は、報告省令別紙様式のとおりに作成していただくことになります(したがって、記載事項の省略は認められませんのでご留意ください。)。

# Q11. 事後報告の手続が不要な対外直接投資

- 事後報告の手続が不要な対外直接投資を教えてください。
- 対外直接投資から、前記Q8.の「許可の対象になる対外直接投資」、Q9.の「事前届出の対象になる対外直接投資」およびQ10.の「事後報告の対象になる対外直接投資」を除いたものが、手続不要の取引となります。具体的には、以下の(1)~(4)に該当する対外直接投資が手続不要の取引です。
- (1) 報告省令で定める小規模(1億円相当額以下又は10億円相当額未満<注))のもの。
  - 〈注〉「証券の取得又は譲渡に関する報告書(報告省令別紙様式第13)」で報告するものは1億円相当額以下、「対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書(報告省令別紙様式第16)」で報告するものは10億円相当額未満は報告不要です。なお、外貨を邦貨に換算する場合は、「基準外国為替相場」または「裁定外国為替相場」(前記Q6.を参照)によります。
- (2) 証券貸借取引(貸付、貸付の回収、借入、借入の返済)
- (3) 海外支店等の設置・拡張、廃止に伴う当該海外支店等への支払および海外支店等からの資金の受領
- (4) 金銭の貸付<注>

<注> ただし、貸付の実行後に行われる当該貸付債権の放棄・免除に係る取引は、10億円相 当額以上のものが報告の対象となりますのでご留意ください。

# Q12. 報告手続の簡素化措置(一括報告制度)

- 現行法でとられている報告手続の軽減措置を教えてください。
- 銀行等、金融商品取引業者および電子決済手段等取引業者等である居住者については、資本取引の事後報告を一括して行うことができます(法55条の3-5項、報告省令9条2項、10条4項、11条3項、13条)。
- 銀行等、金融商品取引業者が一括して報告する場合は、取引に関する帳簿書類を作成し、5年間保管する必要があります(法55条の3-5項、外為令18条の5-7項、報告省令7条1、2項)。なお、電子決済手段等取引業者等が一括して報告する場合は、同書類の作成は要しません。

#### [2]取引実務

### 1. 資本取引

以下のQ&Aでは、資本取引の手続に限定して説明しています。したがって、居住者が非居住者との間で一定額超の支払または支払の受領(支払等といいます)をした場合は、輸出入の決済に係るものを除いて、別途「支払又は支払の受領に関する報告書」の提出が必要になります。この場合、たとえ資本取引の手続が不要であっても「支払又は支払の受領に関する報告書」の提出は必要になりますのでご留意ください。

# (預 金)

### Q13. 海外預金の月末残高に関する報告

- 居住者の海外預金残高については、どのような手続が必要ですか?
- 資本取引としての手続は不要ですが、海外預金の月末残高が1億円相当額を超える場合には、外為法55条の9に定める「海外預金の残高に関する報告書」の提出が必要になります。

#### (金銭の借入)

#### Q14. 非居住者からの金銭の借入

- 当社(A社)は、本邦にある外資比率100%の法人(事後報告業種)です。昨年、当社は、 米国の親会社(B社)から、1億円相当額を期間4年の条件で借入れています。そして今 般、当社はB社から2億円相当米ドルを期間5年の条件で新たに借入れることになりまし た。現在のA社の負債総額は、昨年B社から借入れた1億円相当米ドルを含めて、8億 円相当米ドルです。どのような手続が必要ですか?
- まずは、今般の取引が対内直接投資の金銭の貸付に該当するかを検討します。対内直接投資の金銭の貸付となるのは、本邦の法人が、金融機関を除く外国法人または非居住者個人(以下、本設問において「外国投資家」といいます)から借入れる場合であって、当該借入後における当該外国投資家からの借入残高が、当該本邦法人の負債総額の50%相当額を超えるときです(対内直接投資の金銭の貸付に係る要件の詳細はQ3.(3)参照)。本設問において、当該借入後におけるA社の負債総額におけるB社からの借入残高の割合は、次のとおり計算されます。
  - ①当該借入後におけるA社の負債総額:8億円+2億円=10億円
  - ②当該借入後におけるB社からの借入残高:1億円+2億円=3億円
    - ②/①=3億円÷10億円=30%

従って、今般のB社からの借入れは、同割合が50%以下ということで居住者と非居住者との間の資本取引(金銭の借入)になります(法20条2号)。したがって報告は不要です。

なお、設問中、今般の借入額が6億円相当米ドルを超える場合は、借入残高が負債総額の50%相当額を超えますので、対内直接投資としての手続が必要です(詳しくは、「外為法Q&A (対内直接投資・特定取得編)」を参照してください。)。

# (証券の取得・譲渡)

# Q15. 新株引受権付社債(ワラント債)の取得

- 本邦法人が、ポートフォリオインベストメント〈注〉として、海外企業から相対で海外の上場会社が発行した新株引受権付社債(ワラント債)を2億円相当米ドルで取得しました。どのような手続が必要ですか?
- 新株引受権付社債(ワラント債)の取得については、当該証券(債券)を取得する際は もちろんのこと、ワラント権の行使により株式を取得する際にも、前記Q6.の手続不要 の取引を除いて、外為法上の手続が必要です。

したがって、当該本邦法人は、「証券の取得又は譲渡に関する報告書」(報告省令別紙様式第13) 1 通を作成し、取引の日又は当該取引に係る支払等をした日のいずれか遅い日から20日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出する必要があります。

〈注〉 ポートフォリオインベストメントとは、有価証券の利子・配当および売買益の取得を目的とする証券投資のことをいいます。これは、経営参加や合弁会社の設立を目的とした株式、社債等の取得(直接投資)に対するものです。

#### Q16. 居住者が非居住者からユーロ円債を取得

- 居住者が非居住者からユーロ円債(1億円超)を取得しました。どのような手続が必要ですか?
- 居住者による非居住者からのユーロ円債 (ユーロ市場で発行される円建債券) の取得に 該当します。

したがって、証券の取得額が1億円相当額<注>を超えますので、前記Q6.の手続不要の取引を除いて、当該居住者は、「証券の取得又は譲渡に関する報告書」(報告省令別紙様式第13)1通を作成し、取引の日又は当該取得に係る支払等をした日のいずれか遅い日から20日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出する必要があります。

〈注〉 取得の対価が無償であっても、額面金額、時価および簿価のいずれかが1億円相当額を超えている場合は、事後報告の対象になります。この場合、同報告書の「取引金額等」欄には、取引金額および額面(または時価、簿価)を併記します。

# Q17. 居住者が外国証券投資信託受益証券を取得

- 居住者が外国証券投資信託受益証券を取得しました。どのような手続が必要ですか?
- 居住者が非居住者から外国証券投資信託受益証券 (外国投信受益証券)を取得した場合は、外為法上、居住者と非居住者との間の資本取引(信託)ではなく、資本取引又は対外直接投資に係る証券の取得になります。

外国証券投資信託については、大きく区分すると会社型の投資信託と契約型の投資信託の二種類があります。それぞれについて、証券の取得金額が1億円相当額超又は10億円相当額以上〈注〉となる場合には、前記Q6.の手続不要の取引を除いて、当該居住者は、以下の表のとおりの報告書1通を作成し、取引の日又は当該取引に係る支払等をした日のいずれか遅い日から20日以内に日本銀行を経由して財務大臣に提出する必要があります。

外国証券投資信託の種類	報告書の名称(様式番号)
会社型投資信託	
○ 出資比率が10%以下	「証券の取得又は譲渡に関する報告書」
	(報告省令別紙様式第13)<1億円相当額以下は報告不要>
〇 出資比率が10%以上	「対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書」
	(報告省令別紙様式第16)<10億円相当額未満は報告不要>
契約型投資信託	「証券の取得又は譲渡に関する報告書」
	(報告省令別紙様式第13)<1億円相当額以下は報告不要>

<注> 取得の対価が無償であっても、額面金額、時価および簿価のいずれかが1億円相当額超 又は10億円相当額以上である場合は、事後報告の対象になります。この場合、同報告書の 「取引金額等」欄には、取引金額および額面(または時価、簿価)を併記します。

# Q18. 居住者が法人格のない海外パートナーシップの持分を取得

- 居住者が法人格のない海外パートナーシップの持分を取得することになりました。ど のような手続が必要ですか?
- 居住者が、法人格のない海外パートナーシップの持分を払込出資により新規取得すること は、同持分が外為法上の証券に該当しませんので、資本取引にあたりません。したがって、外

為法上、資本取引(または対外直接投資)としての手続きは不要です。

なお、平成10年3月30日大蔵省告示97号に該当する場合は、支払額の大小にかかわらず、 当該支払について財務大臣の許可を受けなければなりませんので、ご留意ください。

財務大臣への支払等の許可申請の詳細及び最新の規定については、財務省のホームページ(「経済制裁措置及び許可手続きの概要」のコーナー)をご覧ください。

# Q19.外貨証券の償還金を満期に予定どおり受領した場合の報告書の提出如何

- 居住者が非居住者から資本取引として取得した証券が満期になり、その償還金を予定 どおり受領することになりました。なにか手続が必要ですか?
- 居住者が非居住者から資本取引として取得した証券が満期になり、その償還金を受領することについては、外為法上、特に定めがありません。 したがって、外為法上、当該居住者による資本取引としての手続は不要です。

# (証券の発行・募集)

### Q20. 証券の償還状況等の報告

- 「証券の発行又は募集に関する報告書」(報告省令別紙様式第21)を提出した居住者または非居住者は、どのような場合に「証券の償還等の状況報告書」(報告省令別紙様式第53)を財務大臣(日本銀行経由)に提出する必要がありますか?
- 「証券の発行又は募集に関する報告書」(非居住者による外国における円建証券<ユーロ円債>の発行・募集に係るものを除く)を提出した居住者および非居住者<注>は、毎年12月末における当該証券の償還状況等について、「証券の償還等の状況報告書」(報告省令別紙様式第53)1通を作成し、翌年1月20日までに日本銀行を経由して財務大臣に提出する必要があります(ただし、当該報告に係る証券の12月末における発行残高の額が10億円相当額未満の場合は、同報告書の提出は不要です(報告省令31条))。
  - 〈注〉 改正外為法施行日(平成10年4月1日)前に同取引を行った居住者および非居住者を含みます。

# (不動産またはこれに関する権利の取得)

#### Q21-1. 非居住者が本邦において賃貸用アパートを新築

- 非居住者が本邦において賃貸用アパートを新築することになりました。どのような 手続が必要ですか?
- 非居住者が、営利目的で本邦不動産を取得する場合は、「本邦にある不動産又はこれに

関する権利の取得に関する報告書」(報告省令別紙様式第22) 1 通を作成し、取得の日から20日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出する必要があります。

○ なお、居住者による外国不動産またはこれに関する権利(賃借権、地上権、抵当権等) の取得については、事後報告が不要になっています。

# Q21-2. 非居住者が本邦に別荘を購入

- 非居住者が短期滞在用の別荘として、本邦の不動産を取得しました。どのような手続が必要ですか?
- 非居住者が、「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」(報告省令別紙様式第22) 1 通を作成し、取得の日から20日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出する必要があります。短期滞在用とする点については、居住用とはみなされません。居住用として取得した場合の報告免除には該当しませんので、ご留意ください。

#### 2. 対外直接投資

以下のQ&Aでは、対外直接投資の手続に限定して説明しています。したがって、居住者が非居住者との間で一定額超の支払または支払の受領(支払等といいます)をした場合は、輸出入の決済に係るものを除いて、別途「支払又は支払の受領に関する報告書」の提出が必要になります。この場合、たとえ対外直接投資の手続が不要であっても「支払又は支払の受領に関する報告書」の提出は必要になりますのでご留意ください。

#### (証券の取得・譲渡)

# Q22. 海外子会社の株式を取得し、対価を分割して払込み

- 本邦法人が海外の全額出資子会社(事後報告業種)の増資新株(10億円相当額以上)を取得し、対価を複数回に分けて払込みました。当該取引の報告に当たって注意することはありますか?
- 1回の払込金額が10億円相当額未満であっても、一つの取引での取得する証券の時価が 10億円相当額以上の場合には、「対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書(報告省 令別紙様式第16)」の提出が必要です。また、報告期限の起算日に支払等をした日を用い る場合であって、支払等を複数回する場合には、最初の支払等をした日が起算日となりま す。
- なお、具体的な記載方法は「対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書(報告省令 別紙様式第16)」に付属する記入例をご参照ください。

#### Q23. 海外子会社の株式を取得し、契約とは異なる通貨で払込み

- 本邦法人がベトナムの全額出資子会社(事後報告業種)の増資新株を20億円で取得する契約を締結し、払込を当該金額相当の米ドルで行いました。また、現地の資本金への組込みはベトナム・ドンで行っています。当該取引の報告に当たって注意することはありますか?
- 「対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書(報告省令別紙様式第16)」を提出して頂きますが、取得の対価は、取得の際の取引通貨(契約通貨)ですので、この場合は円建てで記載してください。
- なお、詳細は、「対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書(報告省令別紙様式第 16)」に付属する記入例をご参照ください。

# Q24. 現物出資による対外直接投資に係る増資新株の取得

- 本邦法人が海外の全額出資子会社(電気機械器具製造販売業)の増資新株(10億円相当額以上)を現物出資(機械輸出)により取得することになりました。どのような手続が必要ですか?
- 当該現物出資による増資新株の取得は、以下の条件を満たしているため、事後報告の手 続が必要な対外直接投資に係る証券の取得にあたります。
  - (1) 海外子会社に対する出資比率が10%以上であること(対外直接投資の要件を満たしている)。
  - (2) 海外子会社の業種(電気機械器具製造販売業)が外為省令21条に規定する業種(届出を要する対外直接投資に係る業種)以外の業種であること(事後報告の対象になる業種である)。
  - (3) 証券の取得の対価 (現物出資) が10億円相当額以上であること (事後報告の対象になる)。
- したがって、当該本邦法人は、「対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書」(報告省令別紙様式第16) 1 通を作成し、取引の日から20日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出する必要があります。

# Q25. 海外子会社同士の合併に伴い、存続会社から合併新株を取得

- 海外の全額出資子会社(A社)が別の海外の全額出資子会社(B社)に吸収合併されるのに伴い、本邦親会社は、存続会社(B社)から合併新株(10億円相当額以上)を取得することになりました。両社とも指定業種以外の業種である場合は、どのような手続が必要ですか?
- 本邦親会社による上記合併新株の取得については、以下の条件を満たしていますので、 対外直接投資に係る証券の取得に関する事後報告の手続が必要です。
  - (1) 海外子会社 (B社) の業種が外為省令21条に規定する業種 (届出を要する対外直接投資に係る業種) 以外の業種であること (事後報告の対象になる業種である)。
  - (2) 存続会社に対する出資比率が10%以上であること(対外直接投資の要件を満たしている)。
  - (3) 証券の取得の対価が10億円相当額以上であること(事後報告の対象になる)。

したがって、本邦親会社が、対外直接投資に係る合併新株を取得するときは、「対外直

接投資に係る証券の取得に関する報告書」(報告省令別紙様式第16) 1 通を作成し、証券の取得の日又は当該取得に係る支払等をした日のいずれか遅い日から20日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出する必要があります。

○ また、本合併に伴い、消滅会社(A社)の株式が存続会社(B社)に譲渡されることになります。事後報告により株式を取得した場合は、譲渡する株式の時価が10億円相当額以上となる場合に手続が必要です。当該要件に該当した場合には、「対外直接投資に係る証券の譲渡並びに債権の放棄及び免除に関する報告書」(報告省令別紙様式第19)1 通を作成し、当該証券を譲渡した日又は当該譲渡に係る支払等をした日のいずれか遅い日から20日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に報告する必要があります(報告省令10条2項1号)。

#### Q26. 事前届出により取得した対外直接投資に係る株式を非居住者に譲渡

- 本邦法人が事前届出により取得した対外直接投資に係る株式を非居住者に譲渡しま した。どのような手続が必要ですか?
- 本邦法人が事前届出により取得した対外直接投資に係る株式を非居住者に譲渡したときは、「対外直接投資に係る証券の譲渡並びに債権の放棄及び免除に関する報告書」(報告省令別紙様式第19) 1 通を作成し、譲渡した日又は当該譲渡に係る支払等をした日のいずれか遅い日から20日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出する必要があります(報告省令10条2項1号)。

ただし、以下のいずれかに該当する場合には、上記報告は不要です。

- ・ 本邦法人による出資比率が10%以上である外国法人、および本邦法人と当該本邦法 人の100%出資子会社の出資比率の合計が10%以上である外国法人に対するもの以 外の場合
- ・ 譲渡金額が10億円相当額未満の場合
- ・ 証券の貸借取引による譲渡(貸付、借入の返済)

#### Q27. 事後報告により取得した対外直接投資に係る株式を非居住者に譲渡

- 本邦法人が事後報告により取得した対外直接投資に係る株式を非居住者に譲渡しま した。どのような手続が必要ですか?
- 本邦法人が事後報告により取得した対外直接投資に係る株式を非居住者に譲渡したときは、「対外直接投資に係る証券の譲渡並びに債権の放棄及び免除に関する報告書」(報告省令別紙様式第19) 1 通を作成し、取引の日又は当該取引に係る支払等をした日のいずれ

か遅い日から20日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出する必要があります(報告省令10条2項1号)。

ただし、以下のいずれかに該当する場合には、上記報告は不要です。

- ・ 本邦法人による出資比率が10%以上である外国法人、および本邦法人と当該本邦法 人の100%出資子会社の出資比率の合計が10%以上である外国法人に対するもの以 外の場合
- ・ 譲渡金額が10億円相当額未満の場合
- ・ 証券の貸借取引による譲渡(貸付、借入の返済)
- 〈注〉 外貨を邦貨に換算する場合は、「基準外国為替相場」または「裁定外国為替相場」(前記 Q6. を参照)によります。

# Q28. 海外子会社の減資

- 米国にある全額出資子会社(株式会社)が、自己株式の買入消却による方法で減資を 行うことになりました。本邦親会社は、どのような手続が必要ですか?
- 海外子会社が資本の減少(減資)<注>を自己株式の買入消却(すなわち海外子会社が自 社株を買い受けて消却する方法)で行う場合、本邦親会社は、対外直接投資として取得し た株式のうちから出資比率等に応じた減資引受相当分の株式を非居住者(海外子会社) に対して譲渡することになります。

したがって、本邦親会社は、当該株式の非居住者(海外子会社)に対する譲渡について、 事後報告により株式を取得した場合は、譲渡する株式の時価が10億円相当額以上となる 場合に手続が必要です。当該要件に該当した場合には、「対外直接投資に係る証券の譲渡並 びに債権の放棄及び免除に関する報告書」(報告省令別紙様式第19) 1 通を作成し、当該証 券を譲渡した日又は当該譲渡に係る支払等をした日のいずれか遅い日から20日以内に、 日本銀行を経由して財務大臣に報告する必要があります(報告省令10条2項1号)。詳細は、 Q 2 6、Q 2 7をご参照ください。

<注> 資本の減少とは、株式会社または有限会社において法定の手続により資本の総額を減少させることをいい、略して減資ともいいます。

# Q29. 海外子会社の清算

- 海外子会社(株式会社)が清算されることになりました。本邦親会社は、どのような 手続が必要ですか?
- 海外子会社の清算<注1>は、株式(証券)の非居住者(海外子会社)に対する譲渡には あたりません。したがって、本邦親会社としては、海外子会社の清算にあたって、外為法 上の手続は不要です。

ただし、海外子会社の清算に伴い、当該海外子会社に対する貸付債権を放棄又は免除 するような場合は、対外直接投資の事後報告として、次のような手続が必要です。

本邦親会社は、当該債権の免除又は放棄について、消滅する貸付債権の額が10億円相当額以上となる場合に手続が必要です。当該要件に該当した場合には、「対外直接投資に係る証券の譲渡並びに債権の放棄及び免除に関する報告書」(報告省令別紙様式第19)1通を作成し、当該消滅の日から20日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に報告する必要があります(報告省令10条2項2号)。詳細は、Q26、Q27をご参照ください。

- <注1> 清算とは、会社が合併・破産以外の原因で解散した(すなわち、会社が営業活動を 止め、その人格の消滅を来す状態に入った)場合の債権者に対する弁済、株主に対す る残余財産の分配など各種の法律関係を処理するための手続をいいます。
- <注2> 外貨を邦貨に換算する場合は、「基準外国為替相場」または「裁定外国為替相場」 (前記Q6. を参照)によります。

# Q30. 禁止期間中に取得できる外国法人の株式の範囲と同株式の非居住者への譲渡時にお ける事後報告

- 外国法人の発行済株式総数の5%を所有する居住者が、今般、当該総数の15%まで当該 法人の株式を取得する予定として事前届出を提出しました。居住者は、届出に係る禁止 期間中に、当該法人の株式を、発行済株式総数の10%に満たない範囲、即ち、例えば9.9% まで取得することは可能でしょうか。またこの場合において同株式を非居住者に譲渡し たとき、どのようにして事後報告をしたら良いでしょうか?当該居住者は、当該外国法 人に対して、「役員の派遣」、「長期にわたる原材料の供給又は製品の売買」、「重要な製 造技術の提供」のいずれも行っていないと仮定します。
- 届出に係る禁止期間中であっても、居住者の所有比率が外国法人の発行済株式総数の 10%以上とならない場合においては、対外直接投資に該当しないため当該法人の株式を取 得することは可能です。ただし、同取得は資本取引の一形態である証券の取得・譲渡(Q

3. (9) 参照。以下、本設問において同様です)には該当しますので、取得後に事後報告ください(手続きの詳細はQ6.参照)。

なお、禁止期間中に外国法人の発行済株式総数の10%以上に当たる株式を取得した場合には、法令違反(法70条11号)となりますので、取得数量については十分にご注意ください。

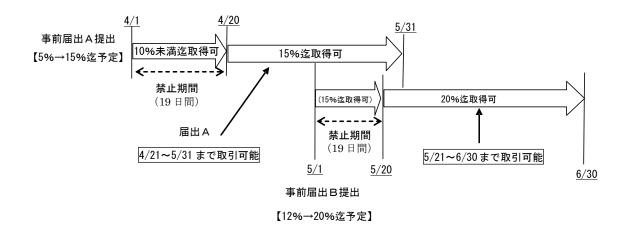
○ 当該法人の発行済株式総数の 10%以上とならない場合において取得した株式を非居住者に譲渡した状況については、対外直接投資として取得した証券を非居住者に譲渡した場合の事後報告の対象外として取扱い、資本取引の一形態である証券の取得・譲渡に該当するものとして事後報告ください。

なお、対外直接投資として取得した証券を非居住者に譲渡した場合の事後報告を行う上で、この対象外となる株式の譲渡の状況を除くことが非効率である場合には、これを含めて報告して差し支えありません。この場合において、資本取引の一形態である証券の取得・譲渡に関する報告の提出は必要ありません。

### Q31.過去の事前届出の有効期間中になされた新たな事前届出の禁止期間における取扱い

- 居住者は、4月1日に外国法人の発行済株式総数の15%までの株式の取得を予定とした事前届出を提出しました。その後、当該居住者は、5月1日に当該法人の発行済株式総数の20%までの株式の取得を予定とした事前届出を提出したのですが(事前届出提出時、居住者は、当該法人の発行済株式総数の12%を所有)、当該事前届出の禁止期間における当該法人の株式の取得の取扱いはどのようになるのでしょうか。当該居住者は、当該外国法人に対して、「役員の派遣」、「長期にわたる原材料の供給又は製品の売買」、「重要な製造技術の提供」のいずれも行っていないと仮定します。また、最初の事前届出をA、次の事前届出をBとし、共に禁止期間を19日間と仮定します。
- 事前届出Aにおいては、禁止期間終了後その届出書に記載された「取得の時期」が終了するまでの間(本件事例の場合、5月31日までの間)、外国法人の発行済株式総数の15%まで株式を取得することが認められています。即ち、事前届出Bの禁止期間においても、外国法人の発行済株式総数の15%まで株式を取得することが可能です。

なお、外為法23条3項では、禁止期間中に「当該届出に係る対外直接投資を行つてはならない」と規定されており、当該株式の取得が同項違反ではないことを明らかにするために、事前届出Bの届出書には、参考として例えば、「同一投資先に係る事前届出A(〇年4月1日受理、ED第〇号、取得後の出資比率は15%までを予定)に基づく株式の取得については、当該届出Aにおいて予定していた5月31日まで行う予定。」等と記載してください。



# (金銭の貸付)

# Q32. 貸付債権の放棄・免除

- 本邦法人が、海外子会社に対する貸付債権を消滅させるため、当該貸付債権を放棄(または免除 $\langle \pm 1 \rangle$ ) することになりました。どのような手続が必要ですか?
- 外為法上、次のような手続が必要です。

消滅する債権の額が10億円相当額<注2>以上となる場合に手続が必要です。当該要件に該当した場合には、「対外直接投資に係る証券の譲渡並びに債権の放棄及び免除に関する報告書」(報告省令別紙様式第19) 1 通を作成し、当該貸付債権を放棄・免除した日から20日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に報告する必要があります(報告省令10条2項2号)。詳細は、Q26、Q27をご参照ください。

- <注1> 免除とは、債権者が債務者に対して一方的な意思表示によって債務を消滅させることをいいます(民法519条)。言い換えれば、債権を放棄することです。
- <注2> 外貨を邦貨に換算する場合は、「基準外国為替相場」または「裁定外国為替相場」(前記Q6.を参照)によります。

# (本邦法人の海外支店等の設置・拡張資金の支払)

#### Q33. 海外支店の設置

○ 本邦法人が中国で同社ブランドの皮革製鞄・靴を製造・販売するため、中国支店を設置 し、その設置資金として30万米ドル相当の資金を送金することになりました。どのよう な手続が必要ですか? ○ 海外支店(中国支店)の業種(皮革・皮革製品製造業)が外為省令21条に規定する「届出を要する対外直接投資に係る業種」(いわゆる指定業種)に該当するため、本邦法人(本社)は、「対外直接投資に係る外国における支店等の設置・拡張に係る資金の支払に関する届出書」(外為省令別紙様式第19)3通を作成し、支店の設置に係る資金を支払おうとする日前2か月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出する必要があります。

なお、設問のように、開発途上国(中国)において皮革・皮革製品製造業を営む支店の設置資金として20万米ドル相当額を超える資金を送金する場合は、事前届出が「留保扱い」になります。したがって、当該本邦法人は、届出受理日から20日間(ただし、別途財務大臣により当該期間の短縮がはかられた場合は、受理日から取引可能日までの期間)は、当該届出取引を行うことができません。

ただし、同支店の設置に係る資金の支払(すなわち、対外直接投資残高)が20万米ドル相当額以下である場合は、上記事前届出が「即日扱い」(すなわち届出受理日から当該届出取引を行うことができること)になります。

「留保扱い」および「即日扱い」については、前記Q9. (6)を参照してください。

#### Q34. 海外支店等の廃止

- 対外直接投資としての資金の支払により設置または拡張された海外支店等の廃止に 伴い、当該海外支店等から資金を受領することになりました。どのような手続が必要で すか?
- 海外支店等の設置または拡張時には、その事業内容によって事前届出手続が必要な場合もありますが、廃止の場合には、対外直接投資に係る手続は不要です。

# 3. その他

# Q35. 本邦法人の代表者が報告の責任者として報告書を提出する場合

- 本邦法人が資本取引に関する事後報告を行う場合、代表者が報告書の責任者として提出してもよいですか?
- 資本取引に関する報告書は、報告省令の別紙様式で定められているとおり、責任者の氏 名を記入して提出する扱いになっています。

しかし、報告者が法人の場合は、代表者が報告書の責任者として提出しても差し支えありません。その場合には、「責任者の氏名」の欄は記入を要しません。

### Q36. 報告書等に委任状添付の必要如何

- 非居住者が、居住者である代理人を通じて資本取引に関する報告書等を提出する場合、当該報告書等に委任状を添付する必要がありますか?
- 委任状の添付は不要です。

ただし、資本取引に係る許可内容の変更申請の場合には、必要に応じて取引を立証する 書類等の添付を必要とする場合があります。財務省に事前に相談されるときに、ご確認く ださい。

なお、対内直接投資の事前届出(または事後報告)の手続を行うとき、外国投資家である届出者(または報告者)が、非居住者である個人または外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体に該当する場合は、居住者である代理人を通じて当該事前届出(または事後報告)を行なうよう規定されています(対内直接投資等に関する政令3条4項、同6条の3-2項)。

しかし、資本取引の許可申請、事前届出、事後報告の手続においては、このような規定がありません。したがって、非居住者が自ら手続をしても、居住者である代理人を通じて手続をしても差し支えありません。

# Q37. 報告書の提出期限が休日にあたる場合の取扱い

- 外為法上の報告書の提出期限が休日にあたる場合は、当該報告書を当該休日の前営業 日までに提出する必要がありますか、それとも当該休日の翌営業日までに提出すればよ いですか?
- 資本取引(対外直接投資を含む。)に係る報告書の提出期限が休日にあたる場合、その 提出期限は、当該休日の翌営業日です。

「行政機関の休日に関する法律」(昭和64年1月1日施行)第2条において、「国の行政 庁に対する申請・届出その他の行為の期限が法律や命令で期間を以って定められていて、 その期限の日が行政機関の休日に当たるときは、別段の定めがなければ、休日の翌日を期 限とみなす。」と定められています。

外為法上の報告書の提出期限は、その殆どが「期間」で定められています。また、外国 為替法令には、報告書の提出期限が休日にあたる場合の扱いについて、別段の定めがあり ません。したがって、本設問については、上記法律が適用されます。

なお、資本取引については、提出時期が「取引を行った日又は当該取引に係る支払等をした日のいずれか遅い日から20日以内」となっていますので、取引の日又は当該取引に係る支払等をした日のいずれか遅い日の翌日から起算して20日目が提出期限となります。この場合、途中の休日も1日として算入します。

ただし、資本取引の全部又は一部について一括して報告しようとするときは、提出期限が「取引の日又は当該取引に係る支払等をした日のいずれか遅い日の属する月の翌月20日まで」となっており、「期間」を以って定められていないため、上記法律第2条からは除外されます。よって、提出期限の日が休日であれば、その前営業日が期限とみなされます。

# Q38. 届出者(または報告者等)の名称変更

- 届出(または報告)の手続を済ませた後、届出者(または報告者、投資先、取引の相手方)の名称が変更になりました。名称変更の手続が必要ですか?
- 単に名称が変更されただけで法人格が変わらないのであれば、届出(または報告)された取引・行為そのものが変わるわけではありません。したがって、外為法上、特に変更の手続を行う必要はありません(外為法上、特に定めはありません)。
- 一方、単に、届出者(または報告者)、投資先および取引の相手方の名称が変わるだけでなく、法人格そのものが変更になる場合は、新たな相手方と資本取引(または対外直接投資)を行うことになる場合があります。したがって、その場合には、外為法上、変更手続ではなく、新規の手続(地位の承継)が必要です。詳しくは、日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ<注〉にお問い合わせください。

〈注〉 電話(直) 03-3277-2107

# Q39. 資本取引に関する報告書を受付けたことを示すもの

- 報告書を日本銀行に提出するときに、日本銀行が報告書を受付けたことを示すものが ほしいのですが、どうしたらよいですか?
- 外為法には、日本銀行が報告書を受付けたことを示すものを提出者に交付する旨の規定がありませんが、どうしてもご入り用の場合は、同時に「報告書コピー」を1通余分に提出(または郵送)していただきます。郵送の場合、同封していただく返信用封筒には、報告者のあて名を記入のうえ、料金が不足しないよう郵便切手を貼付してください。余分に提出(または郵送)いただいた「報告書コピー」は、受付印を押印してお返しします。なお、「報告書コピー」への押印は、報告書本書を受付けたことのみを示すものであり、当該報告書により報告される取引等の内容の真正性を証明するものではありません。

# Q40.報告書を提出後、その一部に記載不備を発見した場合の対応

- 報告書を提出後、その一部に記載不備(記入相違や記入もれ等)を発見しました。どのように対応したらよいですか?
- まずは、日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ〈注1〉にご照会ください。

その後、差し替え分の報告書を日本銀行本店(国際局国際収支課外為法手続グループ50番窓口)または最寄りの支店(営業課または総務課)窓口に提出していただくことになりますが、なるべく日本銀行本店〈注2〉に郵送していただきますようお願いします。この場合は、報告書の「その他の事項」欄に、差し替え分である旨を付記してください。

なお、一旦提出された報告書は、原則お返しすることはできませんので、ご了承ください。詳細な取扱いについては、直接、財務省にご相談いただくことになります。財務省の 照会先は、参考資料4をご覧ください。

〈注1〉 (日本銀行の照会先)

日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 電話(直)03-3277-2107

〈注2〉 (報告書の郵送先)

〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ

### Q41. 報告書の提出遅延・提出もれ

- 報告書の提出遅延・提出もれが判明しました。どのように対応したらよいですか?
- 報告書の提出遅延・提出もれ分を直ちに日本銀行に提出してください。 この場合は、報告書の「その他の事項」欄に、所定の期日内に提出できなかった理由お よびその旨を簡潔に付記してください。

# Q42.「対外直接投資に係る変更届出書」の添付書類

- 届出済の対外直接投資を実行する前にその届出内容を変更するため、「対外直接投資に係る変更届出書」(外為省令別紙様式第20) 3 通を作成し、日本銀行を経由して財務大臣に提出する場合、なにか添付書類が必要ですか?
- 変更届出書3通には、それぞれ届出受理証およびそのコピーを添付する必要があります。 対外直接投資の届出を行った居住者が、当該届出に係る対外直接投資を実行する前に、 当該対外直接投資の届出内容を変更しようとするときは、変更届出の手続が必要になりま す。具体的には、当該届出をした居住者が、契約締結日前2か月以内(海外支店等の設置 または拡張に係る資金の支払の場合は、支払前2か月以内)に、「対外直接投資に係る変更 届出書」(外為省令別紙様式第20)3通を作成し、それぞれに届出受理証(3通のうち、1 通には届出受理証(正)、残りの2通には届出受理証のコピー)を添付し、日本銀行を経由 して財務大臣に提出する必要があります。

# Q43. 事前届出書の提出もれ

- 社内調査の結果、本来ならば、外為法上、事前に「対外直接投資に係る証券の取得に関する届出書」(外為省令別紙様式第17)を財務大臣(日本銀行経由)に提出する必要がありましたが、無届けのまま対外直接投資に係る証券の取得を実行していたことが判明しました。どのような手続が必要ですか?
- 事前届出書の提出もれについては、直接、財務省にご相談ください。財務省の照会先は、 参考資料4をご覧ください。

# Q44. 投資先、取引の相手方の資本金の変更

- 投資先、取引の相手方の資本金が増資により変更になりました。手続済の届出書、報告書に記載されている資本金について、変更の手続がそれぞれ必要ですか?
- 外為法上、資本金の変更手続は不要です。

なお、投資先、取引の相手方によっては、資本金を公表していない先がありますが、 その場合には、資本金欄に、「未公開」、「不詳」などと適宜記入してください。